

市民委員会資料③

1 所管事務の調査（報告）

(4) 川崎市認可外保育事業再構築基本方針について

資料 1 パブリックコメント実施結果について

資料 2 川崎市認可外保育事業再構築基本方針【概要】

資料 3 川崎市認可外保育事業再構築基本方針【本編】

参考資料 川崎市認可外保育事業再構築基本方針 変更点

市民・こども局こども本部

(平成25年1月30日)

「川崎市認可外保育事業再構築基本方針（案）」に対する パブリックコメント実施結果について

1 概要

認可外保育施設における保育サービスの質の維持・向上を図り、多様な保育ニーズへの対応とともに待機児童対策を推進するため、認可外保育事業の再構築に取り組んでいます。

本市の認可外保育事業の各種取組の基本的な考え方と方向性について、パブリックコメント手続により、市民の皆様から御意見をいただきましたので、御意見の内容及び御意見に対する本市の考え方を次のとおり公表します。

2 意見募集の概要

題 名	「川崎市認可外保育事業再構築基本方針（案）」について
意見の募集期間	平成 24 年 10 月 22 日（月）～平成 24 年 11 月 20 日（火）
意見の提出方法	電子メール、F A X、郵送、持参
募集の周知方法	市政だより 1 1 月 1 日号、川崎市ホームページ、情報プラザ、各区役所（市政資料コーナー）、認可外保育施設でのチラシ掲示、認可外保育施設事業者への説明・資料配布
結果の公表方法	川崎市ホームページ、情報プラザ、各区役所（市政資料コーナー）、認可外保育施設事業者への説明・資料配布

3 結果の概要

意見提出数（意見件数）	8 3 通（1 7 9 件）
電子メール	2 1 通（ 6 4 件）
F A X	3 0 通（ 6 5 件）
郵送	3 0 通（ 4 7 件）
持参	2 通（ 3 件）

4 意見の内容と対応

パブリックコメントの結果、基本方針（案）の趣旨に沿った意見、今後の施策・事業の推進に向けて参考にする意見のほか、意見内容を反映することにより基本方針（案）の内容がわかりやすくなる意見があったことから、それらの意見を反映し、基本方針を策定します。

【御意見に対する本市の考え方の区分説明】

- A：御意見の趣旨を踏まえ、基本方針に反映させるもの
- B：御意見の趣旨が基本方針（案）に沿った意見であるもの
- C：今後の施策・事業を推進する中で参考とさせていただくもの
- D：基本方針（案）や施策に対する要望の意見であり、基本方針（案）や施策の内容を説明・確認するもの
- E：その他

項目	件数	市の考え方（単位：件）				
		A	B	C	D	E
基本方針全般に関すること	14	0	12	0	2	0
認可外保育事業の再編に関すること	65	8	22	2	33	0
保育料に関すること	59	0	56	0	3	0
多様な保育ニーズやニーズに応じた情報提供に関すること	7	0	2	2	3	0
その他の意見等	34	0	0	0	0	34
合計	179	8	92	4	41	34

5 市民意見（要旨）と意見に対する市の考え方

（1）基本方針全般に関すること

番号	意見内容(要旨)	意見に対する市の考え方	区分
1	待機児童解消には、認可外保育園を活用すべきではないか。新しく認可保育所を整備するより、既存の認可外保育園に協力をおおぐ方が効果的である。また、NPO法人なども活用すべきではないか。(同様7件)	本市の子育て家庭への支援をさらに進めるために、認可保育所の整備を行い、保育受入枠の拡大を図るとともに、子育てを取り巻く環境が変化する中、多様な保育ニーズの対応を図るため、認可外保につきましても、本方針に基づいて、さらなる充実を図っていきます。	B
2	認可外保育事業の再構築案に賛成する。保育料が高いという点に目を向け、皆が認可保育園を希望する傾向がある。現在子どもを預けている認可外保育園は、まるで第二の家庭のように、子どもを共に育て見守ってくれるような温かさがある。これから保育園を探す際に、認可外も含めた選択肢を持って欲しい。		B
3	保育料金をさげるためにボランティア等の人材を活用し人件費を抑える。有資格者を発掘もしくは研修により補助資格を取得させる。これらにより、短時間労働者のための、短時間保育や一時保育を充実させることができる。		B
4	認可外保育園を再構築することに反対。認可保育所では決まりが多かったり、とても園児一人一人と向き合っているようには感じられない。細かい教育ができるのは認可外だからである。再構築するお金があったら現状の制度ですべての認可外保育施設に助成金を出すべきである。		B
5	認可保育所と認可外保育施設での保育内容の質の大差が無いことや、認可保育所の入所要件を満たさない子ども達を預かり、時間的な問題にも利用者のニーズに応えようと日々努力していることを理解して欲しい。		B
6	子育て世帯の役に立てると思い保育施設を立ち上げたが、行政との連携が念頭にあり、そうでなければ成り立たない事業だと思っている。川崎市の保育事業は複雑で分かりにくく、その時々、その場で計画し立ち上げているとしか思えない保育事業の有り方で、保護者・事業者に向けて考えられているか理解に苦しむ。現場の声にもっと耳を傾けるべきである。	本方針においては、複雑でわかりづらい現在の本市の認可外保育制度を、わかりやすい1つの制度に再編します。 子育てを取り巻く環境が変化する中、多様な保育ニーズの対応を図るため、本方針に基づいて、さらなる充実を図っていきます。	D
7	現在(案)という形だが、平成25年4月から取組を開始することは可能なのか。	基本方針に基づく事業は、方針策定後、平成25年4月から取組を始めます。	D

(2) 認可外保育事業の再編に関すること

番号	意見内容(要旨)	意見に対する市の考え方	区分
8	この方針では保育の質を判断する部分が加味されておらず保育士の数や設備という内容のみであり保育の質についての要件をどう考えていくかは示されていない。(同様1件)	本方針においては、保育の質を確保するため、国の保育所保育指針、保育環境の基準、保育に従事する者の基準を順守することにより、保育の質を担保することとしています。 保育所保育指針に基づく保育内容の基本原則を踏まえた園運営を行っていただくことを前提としていますので、改めて本文P21、P24にその旨を記載しました。	A
9	A型とB型は一般的にランク付けを表しており、事業者によれば不当な分類、名称について再考を望む。(同様1件)	川崎認定保育園のA型とB型については、ランク付けではなく分類として考えております。そのことがわかりやすくなるように、B型については、P25に考え方を追記しました。	A
10	当園では弁当の提供を行っているが、再構築後はどうなるのか。B型の場合外部委託可となっているが、弁当も認めて欲しい。	川崎認定保育園B型については、外部搬入も弁当も可としていますが、P25の表記をわかりやすく修正します。	A
11	保育スペースの基準は、認可保育所・認可外保育施設ともに同じものか。	川崎認定保育園の保育スペースについては、本市の認可保育所と同じ基準としています。 P25の基準部分について、標記をわかりやすく修正します。	A
12	保育士確保が難しいので、幼稚園教諭免許を認めてほしい。(同様1件)	国の認可外保育施設指導監督基準においては、保育従事者必要数の3分の1以上は保育士又は看護師としなければならないとされています。 川崎認定保育園B型の有資格者の割合は2分の1以上としていますので、3分の1を超えて2分の1に達する部分については、保育士に準じた専門性や経験を持っていると判断できる資格である幼稚園教諭を認めることとします。	A
13	保育の質等はしっかりチェックして欲しいが、保護者に寄り添った特色ある保育をしているので、それぞれの良さは潰すようなことをしないで欲しい。(同様7件)	本方針における川崎認定保育園B型は、本市が設定する客観的な保育サービスのB基準を満たす施設です。各々の施設の特徴を活かし、その事業運営の充実化を支援していきます。	B
14	現行のかわさき保育室は認可保育所に申請をして不承諾を受けることが入所の条件になっており、待機児童対策の認可保育所の受け皿的機能で、保育の連続性や一貫性が阻害され保護者の不満が多くあるため、改善を望む。(同様4件)	川崎認定保育園では、認可保育所の不承諾通知の要件及び年齢制限を撤廃し、ご希望される方が就学前まで通園することが可能となります。	B
15	再構築によって、認可外保育園の呼び名が変わるだけでなく、一人あたりのスペースの狭さ、人手不足、保育料の高さ(特に3歳以降)の問題をクリアした認可外保育園が少しでも増えることを希望します。(同様1件)	本方針で新しく設ける川崎認定保育園においては、保育環境の充実や保育料の軽減のため、施設に対し援護費という助成金を交付します。 本市が定める客観的な基準を満たす認可外保育施設については、平成25年4月以降、円滑に川崎認定保育園へ移行できるよう、計画的な認定を予定しております。	B
16	認可保育所に預けたくても不承諾通知が来て認可外に預けるしかない。認可外も少しでも認可に近づけるように保育士は2分の1でなく、もっとたくさんいてもいいのではないか。	共働き世帯の増加、女性の社会進出が進み、保育所申請者が増えているなかで、保育士の確保は厳しい状況ですが、本方針に基づき、認可外保育施設における保育従事者の資格取得を支援する方策や、保育士資格有資格者を確保するための支援施策について検討していきます。 また、資格の有無に関わらず保育従事者対象の研修会を開催することで保育従事者の資質向上に努めております。	B

17	認可外保育施設は保育をよく分からない方が園長になり、保育資格のある人を雇用して保育をしている施設もあるがそれで良いのか。待機児童の解消の為に政策だけではなく、もっと子どものことを考えたものにして欲しい。	本方針における川崎認定保育園の施設長は有資格者とするにしておき、保育サービスの質を確保します。	B
18	保育計画の提出及び審査を含め、児童の心身の健全な育成を確保するための、保育の質も確認する手段を講じるべきである。	認可外保育施設に対する指導監督を充実させることで、各施設の保育サービスの質を高める支援を実施します。また、施設の保育サービスの質を高める自己評価と利用者の選択にも供する情報開示ならびに苦情解決の仕組みの充実に向けた取組を支援し、保育サービスの質の向上につなげます。	B
19	特に感染症対策等、保育室の必要に応じた区域わけ、十分な窓開け換気ができる環境(屋外の空気室や騒音)にあるか等も確かめるべきである。		B
20	認可外に預けているが、迎えの際保育室の中に入れてもらえず園の保育内容について疑問がある。認可外についても市がもっと指導するべき。		B
21	児童の健全な育成には、屋外遊び、騒いでも怒られない環境が必要である。立地場所によっては、周囲の理解が得られないことにより、室内遊び中心、窓開けをしない、ビデオ(テレビ)保育等を行う園も少なくない。子育てについて適切な環境とは言えない場所で保育施設が立地しないよう工夫が必要である。	認可外保育施設の開設は届出制であり、その開設自体を制限することはできませんが、開設の際には、保育施設の立地する場所や近隣環境、近隣住民との関係についても助言していきます。	B
22	新卒保育士の質の向上を望む。	若年保育従事者対象の研修会を開催すること等により、本市としても認可外保育施設の保育従事者の資質向上を支援します。	B
23	川崎認定保育園A型は、認可保育園に移行できるような施設とあるが、認可保育園に移行できるのであれば、来年度からでも認可保育所に移行すべきではないか。	認可保育所への移行につきましては、今後、国で詳細が検討される「子ども・子育て支援法」の「施設型給付」や「地域型保育給付」などの基準が国から示された後に検討してまいります。	C
24	再構築の対象施設に事業所内保育施設も加えるべき。	事業所内保育施設には、援護対象となる市内在住児童が少ないため、今回の再構築の対象としていません。平成27年度に予定されている「子ども・子育て支援法」に基づく制度の見直しの際には、事業所内保育施設への支援のあり方について検討してまいります。	C
25	順次認定というあいまいな記述がしてあるが、基準に達した園は全て川崎認定保育園として平成25年度4月から移行できるようにしてほしい。(同様9件)	本市が定める客観的な基準を満たす認可外保育施設については、平成25年4月以降、川崎認定保育園に円滑に移行できるよう、計画的な認定を予定しております。まずは川崎認定保育園B型の認定を平成25年4月に実施し、その後川崎認定保育園A型の認定を平成25年10月に実施する予定です。	D
26	保育従事者2分の1となっているが、保育者として実力のある人間性豊かな無資格者の保育従事者を解雇し、なかなか集まらない有資格者を募集するのは全く意味がない。基準は3分の1にしたい。(同様6件)	保育従事者の有資格者の割合に係る新たな基準については、同様な他都市制度の状況、保育環境の向上や利用者への安心感、さらには公金支出の妥当性等を勘案し設定をしたところです。但し、川崎認定保育園B型の有資格者の割合は2分の1としていますが、3分の1を超えて2分の1に達する部分については、保育士に準じた専門性や経験を持っていると判断できる資格として幼稚園教諭を認めることとします。	D

27	複雑で分かり難い保育事業をわかりやすく一元化にすることが目的であれば、川崎認定保育園をA型とB型に区別するのではなく一本化すべき。認可外はあくまでも認可外。再構築を掲げたのであれば統一制度を推進してもらいたい。(同様4件)	本方針では、本市の認可外保育事業を川崎認定保育園に一元化していきます。ただし、多様な保育ニーズに対応するために、A型、B型という2つの類型を設けます。 A型は、本市が設定するA基準を満たすとともに、「子ども・子育て支援法」での「施設型給付」や「地域型保育給付」となる施設へ、円滑な移行(ステップアップ)が可能であると判断される施設です。 B型は、本市が設定するB基準を満たす施設です。各々の施設の特徴を活かし、その事業運営の充実化を支援していきます。	D
28	非常勤保育士に対し、一定の勤務体制を設定し、例えば週4日、一日8時間での週32時間であれば常勤保育士不足に対応するよう、時限的に認めて欲しい。(同様1件)	本方針では、施設で働く保育士の待遇の向上も見込んでおりますので、川崎認定保育園A型では、非常勤職員を常勤職員として見なすことはしません。 しかし、川崎認定保育園B型については、保育士不足の現状を踏まえ、非常勤職員の労働時間を合計することにより、保育士数について常勤換算する予定です。	D
29	耐震等の設備上の不備に関しては、猶予期間を設けてほしい。(同様1件)	昭和56年度に建築基準法が改正され、新耐震基準が適用されました。改正以前の旧耐震基準の施設については、耐震診断を行うよう指導しているところでございます。再構築にあたりましては、通園する園児への安全性を確保することは重要であるため、現行の新耐震基準を求めています。	D
30	A型に移行するには、法人でなければならないのか。	川崎認定保育園のA型については、法人であることを認定の条件とさせていただきます。	D
31	園内完全給食は、離乳食やアレルギー食も対応することになるのか、どこまでの対応を求めているか説明して欲しい。	園内給食は離乳食、食物アレルギー対応食についても各施設に対応をお願いする予定です。アレルギー対応については保護者から医師の診断書を提出して頂き、献立メニューを毎月調理師と保護者で確認し除去食の提供を行いたいと考えています。	D
32	川崎認定保育園B型の開所日を施設で定めるのであれば、開所時間も施設で定めるとすべき。	川崎認定保育園B型の開所時間については、保育園を利用する保護者の労働時間や通勤時間およびその他家庭の状況等を考慮し、11時間以上の開所としています。	D
33	国の認可外指導監督基準を満たした施設は、助成金は別としても認定はして欲しい。	川崎認定保育園の基準は認可外指導監督基準よりも高い基準設定となるので、認可外指導監督基準をみたくしても川崎認定保育園としての認定はできません。	D
34	小規模な保育事業者において、経済基盤が弱いと考えられるのでそれぞれの状況を勘案した上での基準を設定して欲しい。	川崎認定保育園では、保育サービスの質の向上を図るため、本市が定める客観的な基準を満たす認可外保育施設について、計画的な認定を検討していきます。 施設の規模によって、客観的な基準を変える予定はありません。	D
35	園の運営上、規模によって補助単価が急激に下がらないような検討をして欲しい。	川崎認定保育園への運営費補助については、現在、本市が独自に助成を行っている「かわさき保育室」、「認定保育園」を参考として、新たな制度における運営に関する補助内容について検討を進めてまいります。	D

36	A型に認定される際は、施設改修や人員配置等事業者の努力も必要であり、一定程度の補助金、低利の借り入れ制度等の充実が欲しい。	昨今の厳しい社会経済状況から市税収入が増えない中、より多くの児童に運営に関する助成金が行き届くよう検討しており、施設改修の補助金は設定しておりません。 低利融資については、川崎市中小企業融資制度を事業者の皆様にご案内する予定です。	D
----	---	--	---

(3) 保育料に関すること

番号	意見内容(要旨)	意見に対する市の考え方	区分
37	保育料については、認可と認可外保育園の差が大きくなりすぎないように、できれば認可と同等がよい。 また、認可外の保育士確保、保育環境の維持・向上のためにも助成金などの配慮をしてほしい。(同様40件)	新制度である川崎認定保育園においては、保育環境の充実や保育料の軽減のため、施設に対し援護費という助成金を交付します。 また、川崎認定保育園に通所する保育に欠ける児童について、「保護者負担軽減策」を実施します。これらにより、川崎認定保育園を、多様な保育ニーズに応じて選択しやすい保育サービスの制度としていきたいと考えています。	B
38	認可保育所以外の保育園でも市が一定の水準にあると判断している保育園に入れている保護者には認可保育所の保育料の差額を直接支給し負担の均一化を図るべき。また、そうすることで保護者の選択肢が広がるはず。(同様11件)		B
39	認可と認可外の質の違いを実際に足を運んで見て欲しい。子どもの笑顔に差があるか見て欲しい。規模の小さい認可外保育園には園庭が無いから遊べない、子どもには手をかけられないという保育はしていない。年齢の小さなうちは認可外保育園のように保育者と家庭的に過ごす中で、保護者の子育ての延長のように子どもを育てて欲しいと希望される保護者がいる。保育料が下がれば、集団に入っでの成長を必要とする3歳児までは認可外保育施設で過ごすのもよい。(同様1件)		B
40	認可保育所と認可外保育施設では保育料の差が大き過ぎる。この保育料の差で働く事を諦める世帯がいることを知って欲しい。		B
41	川崎認定保育園は、施設に公費が入るのだから、保護者から安心して利用されるためにも保育料について上限などの設定をすべきではないか。(同様2件)	川崎認定保育園は既存施設の制度変更が主となります。そのため、独自のサービスを行うなど様々な特徴を持つ認可外保育施設の各々の保育料を一律に設定したり、上限設定等をするのは難しいと考えます。	D

(4) 多様な保育ニーズやニーズに応じた情報提供に関すること

番号	意見内容(要旨)	意見に対する市の考え方	区分
42	ホームページの情報をさらに充実させ、各保育園の特色が明確に伝わるよう、園長へのインタビューや保護者の感想などを盛り込むのはどうか。	「かわさき子育て応援ナビ」について、保育内容の情報提供を充実させていきます。	B
43	地域の保育園の合同説明会などの顔が見えるイベントがあると、さらに安心して保育園を選択できると思う。	今後の情報提供方法を、より充実させていくにあたり、事業者とも検討していきます。	B
44	一時保育は大切なサービスであり、川崎認定保育園すべてに位置づけるべき。	川崎認定保育園では、リフレッシュ保育(一時保育)を充実させることで、不定期・短時間就労への対応や求職活動中などの緊急的・一時的な保育ニーズへの対応を図ります。また、リフレッシュ保育の保育単価の設定を見直し、その利用が促進されるよう検討していきます。	C
45	認可外保育園へ入園している保護者への細かい状況調査を実施してほしい。	現在、「子ども・子育て関連三法」に基づく「ニーズ調査」を実施することが予定されており、その調査の中で実施できるか否か検討していきます。	C
46	ごく一部の認可外保育園が年度途中入所希望者へ対応してくれるが、そこに入れない場合は、4月にあわせて職場復帰しなければならないのが現状。認可保育所でできなければ、認可外保育施設でできるよう、年度途中入所者への対応制度を構築して欲しい。	認可保育所については、利用希望者が非常に多いため、年度途中での入所は困難な状況です。また、認可外保育施設は、民間事業者の運営であることから、年度途中入所者への枠を確保することを義務付けることは困難です。認可外保育施設については、毎月の空き状況を「かわさき子育て応援ナビ」で公開していますので、年度途中での施設選択にご活用ください。	D
47	食べるものの質についても、十分なチェックができる体制を整えるべきである。栄養のバランス、味覚教育(毎日スナック菓子を食べさせるようでは、小学校入学後の食育にも支障がある。)の視点から、適切な審査が必要である。認可保育所と同質の食が提供されるよう指導すべきである。	認可外保育施設の給食提供については、現在給食の実施施設のうち希望施設に関しては認可保育所で実施している献立を情報提供し各施設で参考にしていただいています。今後につきましては給食提供を行っている認可外保育施設全てに献立を送付して支援していきたいと考えています。	D
48	障害者の範囲の見直しが行われ、発達障害が障害者自立支援法の対象になることが明確化された。新たな制度において、発達障がい児童を障害児として認め、助成の対象とするよう求める。	障害児加算については、発達障害の場合も含めて、保育従事者の加配が必要か否かを判断し、必要な場合には助成対象とします。	D

(5) その他の意見等

番号	意見内容(要旨)	意見に対する市の考え方	区分
49	全体的に、川崎市の未来作りに使う予算、子育て関係が少なすぎる。出産産後ケア、居場所作り、ワークシェア、病児保育、学童などの子育て支援にもっと投資して欲しい。	近年の幼児教育・保育に関する需要増やニーズの多様化に対しては、限りある予算を地域の実情に応じて柔軟に有効活用し、対応していくことが必要です。 今後は、国の「子ども・子育て関連三法」に基づくニーズ調査の結果を踏まえ、地域全体の子育て支援のあり方について検討していきます。	E
50	取組自体は賛成する。認可外保育施設は特色ある保育理念や保育サービスに惹かれて保護者が利用しているということを改めて認識し、これから詳細が明らかになる「子ども・子育て関連3法」に基づく新制度への移行期には、改めて十分な市民説明をお願いする。	「子ども・子育て関連三法」に関連しての制度変更については、いまだ詳細が明らかにされていません。 詳細が明らかにされ、制度が変更になる際には、改めて様々な機会を設けて広報・広聴に努めていきます。	E
51	認可保育所についても、十分な広さの園庭が無い等問題点が多いので、それらの問題点も解決しつつ必要な子ども全員が、良質の保育・幼児教育を受けられるようロードマップを示す必要がある。親の就労状況等により、子どもが育つ環境に差が生じることは問題である。	認可保育所の園庭(屋外遊戯場)については、国の基準を受けて、それに代わるべき公園、広場、寺社境内等が保育所の付近にあるのであれば、これを園庭に代えて差し支えないこととしています。 先般成立した「子ども・子育て関連三法」に基づき、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大と確保、地域の子ども・子育て支援の充実を目指し、各種施策について検討していきます。	E
52	認可外保育施設は大多数の人にとっては認可保育所に入れないから行く施設ではないか。認可外保育施設を認可保育所に近づけるのではなく認可保育所を作って欲しい。(同様2件)	本市では、保育需要の高まりや大規模住宅建設等による人口急増に対応するため平成23年3月に「第2期川崎市保育基本計画」を策定しました。この計画に基づき、平成23～25年度の3年間で4,000人を超える認可保育所の定員増を図っています。	E
53	もっと認可保育所に入りやすくしてほしい。(同様2件)		E
54	認可保育所には、収入が低い人を優先して入園させるよう、選考条件を見直して欲しい。(同様2件)	認可保育所の入所申し込みが受け入れ可能数を超えた場合には、選考基準に基づき選考します。選考基準は、保育に欠ける度合いが大きい方が優先的に認可保育所に入所できるようになっています。 なお、保育所入所選考基準は、市民の皆様から頂いた意見を基に、より公平性の高い基準となるよう見直しを行い、現行の基準としています。	E
55	認可保育園の入所基準について、2月、3月生まれなどで産休が終わっていないため、0歳児での4月入所ができない場合、1歳児での4月入所申請時に加点があってもいいと思う。		E
56	2人目・3人目の子どもなどが同じ認可保育所に入れるようにしてほしい。	保護者の皆様の送迎の負担を減らすため、本市の認可保育所入所選考においては、同ランク同指数となった場合には、「既にきょうだいが在園している場合で、同一の保育所に入所を希望する世帯」の入所を配慮する調整項目を設けています。	E
57	認可保育所は、経費がかかりすぎているのではないか。認可保育所の経費の執行等について指導したほうがよいのではないか。	認可保育所には、厚生労働省通知に基づく指導監査を実施しており、その費用の執行や運営について適正に実施されているかを確認しています。また、川崎認定保育園においても、認可保育所の指導監査基準に近い本市独自の基準を設定し、指導監督と会計監査を充実させていく予定です。	E

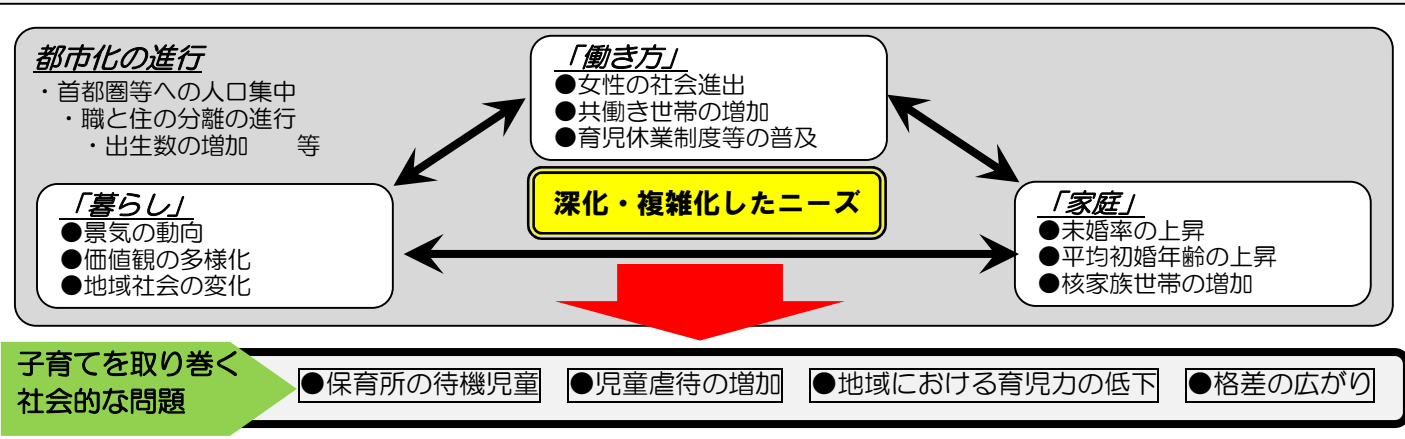
58	公立保育園を全廃して企業参入当然の認可保育所というのは質が低下する。質の低下・評価の悪さには目を瞑り、耳を貸さず、次々と質の低い企業母体の認可保育所の参入を許可する体制は、保育を馬鹿にしている。保育は企業のお金儲けの為にあるのではなく、福祉という子どもの心身の豊かさを育てるものであり、保護者の経済的・精神的なバックアップをするものだと思う。	公立保育所を一定数残すことで、民間保育所等へ保育士の派遣等の支援を実施し、公・民保育所人材を育成するなど、保育の質の維持・向上を図っていきます。	E
59	認可保育所入所申請の際に、現に認可外保育施設に子どもを預けているときには「受託証明書」を提出することとあるが、廃止して欲しい。育児休業中にもかかわらず認可保育所選考に有利となるように認可外保育施設に入園し、受託証明書をもらった翌日から通わなくなるケースも見受けられる。	受託証明書は、認可保育所の入所選考に必要な書類のひとつであり、廃止することは難しいです。ただし、意見内容のように、育児休業明け予定者の場合には、「受託証明書」と重複適用しないものとなっています。今後は、入所選考基準に関する説明を徹底していきます。	E
60	今の経済状況では、待機児童は益々増えると思います。新設の認可保育所だけでなく、認定こども園を増やすのも利用者のニーズの広がりに対応できるのではないのでしょうか。	本市では、現在、認可幼稚園と認可保育所が一体となって保育・学校教育を行う「幼保連携型認定こども園」が1か所あり、本市におけるモデル園として、現場における保育・学校教育の実践を通じたノウハウを蓄積しているところです。近年の教育・保育に対する需要の多様化に対し、地域の実情に応じて柔軟に対応することも必要ですので、今後は、モデル園での取組の成果や、国の「子ども・子育て関連三法」に基づくニーズ調査の結果を踏まえ、認定こども園への移行に向けた支援のあり方について検討してまいりたいと考えています。	E
61	認可外保育施設の再構築にあたり、是非検討願いたいのは学童保育である。卒園後も継続して子を預けたい。(同様1件)	放課後・土曜・長期休業日など、利用を希望する小学1年生から小学6年生までが、わくわくプラザ室を中心に、遊びを通じて、仲間づくりを図る「わくわくプラザ」を、市内のすべての市立小学校の敷地内に設置しています。さらに、保護者の就労等によって18時までにお迎えが難しい児童の、わくわくプラザが終わったあとの居場所と安全を確保する事業として、「子育て支援・わくわくプラザ事業」を実施しています。	E
62	現在利用している施設の園の広さ、園庭を確保して欲しい。また、行事を充実させ、セキュリティ設備を充実してほしい。(同様3件)	園の運営に関することは、直接園にご相談ください。なお、川崎認定保育園では、苦情解決の仕組みの構築及び情報開示の取組等を義務付ける予定です。	E
63	横浜市の認可保育所への入園を川崎市民も平等に見て欲しい。と、横浜市へ呼び掛けてほしい。	認可保育所の入所選考基準は、各自治体で独自の基準を定め、市の負担を中心として事業を実施しています。本市でも、同様に市民優先の基準があることから、横浜市に呼びかけることは難しいです。	E
64	横浜保育室へ入園しても援助をして欲しい。	本方針における取組に「保護者負担軽減対策」がありますが、川崎認定保育園に通園する、保育に欠ける児童が対象となります。	E
65	地域保育園という名称を無くして欲しい。	認可外保育施設という名称が保護者から良いイメージが持てないという、多数の事業者の方々からの意見で地域保育園とした経緯があります。	E

66	今回の様に意見を聞いてくれる機会を増やして欲しい。と言うか、期間限定でなく、いつでも意見を聞いてくれる窓口が必要なのでは？	保育に関連することであれば随時、保育課にご相談ください。また本市では、総合コンタクトセンター「サンキューコールかわさき」を設置し、市民の皆様からのご意見、ご相談を随時電話、電子メール、ファックス、手紙等で受け付けております。	E
67	地域子育て支援センターに行くと、子育て情報はあるし、子育てのアドバイスももらえます。保育園を充実させるだけでなく、他の子育て支援についても充実させてほしい。	地域子育て支援センターでの子育て相談やイベント等については、今後とも充実させてまいります。また、各区役所でも、子育て関連事業を充実させているところですので、ご活用いただきますようお願いいたします。	E
68	麻生区内にある保育施設を認可してほしい。	民間事業者を活用した認可保育所について、一定時期に公募をしておりますので、募集要項をご確認の上、お申込みください。	E
69	横浜では待機児童ゼロを目指し認可・横浜保育室を乱立させた結果35パーセントの施設で定員割れを起こしているとの事。今後閉鎖しなくてはいけない保育施設の負の結果の責任はどこに求めるのか。川崎市でも既にこのような問題が起きているのではないのか。	保育需要の高まりや大規模住宅建設等による人口急増に対応するため平成23年3月に「第2期川崎市保育基本計画」を策定し、平成23～25年度の3年間で4,000人を超える認可保育所の定員増を図っているところですが、現在のところ本市では、慢性的に定員割れを起こしている認可保育所はありません。また、平成26年度以降の計画を策定する際には、将来的な需要を考慮します。	E
70	認定保育園の中には立入調査時に改善指導事項が挙げられながら、その改善がなされていない園がある。そこに助成して、地域保育園に助成しないのは平等といえるのか。	認可外保育施設には、国の通知に基づき年1回の定期立入調査を実施しています。現在、立入調査の指摘事項が改善されていない認定保育園はございませんが、先日まで本市のホームページに更新ミスがありましたので、そちらをもって誤解されたのであればお詫び申し上げます。川崎認定保育園では、現在の認可保育所の指導監査基準に近い本市独自の基準を設定し、指導監督と会計監査を充実させます。また、施設の保育サービスの質を高める自己評価と情報開示の取組を支援するため、それらのガイドラインを本市で定めていきます。	E
71	援護対象児童の中でも、ランク付けされているが、今後、もし10人の子どもを割り振るとしたらA、B、C園に平等にしてもらえるのか。認可に入りやすいAランクの子どもばかり紹介されても困る。	本方針における取組に保育相談とコーディネート機能の充実があり、今後、各家庭の状況を聞きながら、その家庭のライフスタイルに合った保育サービスの選択方法等について情報提供していきますが、施設を決めるのは保護者であり、子どもの割り振りや紹介をすることはありません。	E
72	2階に部屋を借りて、給食室、保育室、事務室にするのはどうかと考えている。何か問題はあるのか。	個別の施設の修繕に関するご相談は、随時保育課までご相談ください。	E

I. 方針の策定にあたって

1. 子どもを取り巻く社会的状況

核家族化の進行、共働き世帯の増加、働き方の変化、親の価値観の多様化など子育てを取り巻く環境や景気の動向などにより経済環境が変化の中で、子育て世代の中には、一時保育や病後児保育等、多様な保育ニーズが生まれています。このような深化・複雑化したニーズに的確に対応していく必要があります。



2. 本市の子どもをめぐる状況

本市では、転入超過を主要因とした人口増加傾向が続いており、平成19年以降には、出生数が約1万4千人台で推移し、就学前児童数も平成22年4月には8万人を超え、今後も増加傾向が続くと考えられています。また、本市の人口構成は、男女ともに20歳～40歳代が多く、若い“子育て世代の多いまち”としての特徴を持っています。

年度	H15	H16	H17	H18	H19
人口	1,284,963	1,297,901	1,308,313	1,332,035	1,354,913
増加数	-	12,938	10,412	23,722	22,878
増加率	-	1.01%	0.80%	1.81%	1.72%
就学前児童数	76,225	76,323	75,712	75,741	76,735
増加数	-	98	-611	29	994
増加率	-	0.13%	-0.80%	0.04%	1.31%
年度	H20	H21	H22	H23	H24
人口	1,379,634	1,399,401	1,414,150	1,426,777	1,432,374
増加数	24,721	19,767	14,749	12,627	5,597
増加率	1.82%	1.43%	1.05%	0.89%	0.39%
就学前児童数	77,817	79,061	80,012	80,380	80,547
増加数	1,082	1,244	951	368	167
増加率	1.41%	1.60%	1.20%	0.46%	0.21%

3. 第2期保育基本計画の策定と認可外保育事業再構築基本方針策定の必要性

高まる保育需要や多様化する保育ニーズに対応するため、平成23年3月「第2期川崎市保育基本計画(かわさき保育プラン)」を策定しました。同計画では、計画期間内の取組として「認可外保育事業の充実と再構築」を位置付け、さらなる取組の推進を図るものとしています。

「市民にとってわかりやすい」、「利用しやすい」制度を構築して事業の推進を図るために、基本的な考え方と方向性を定めた「認可外保育事業の再構築に関する基本方針」を策定します。

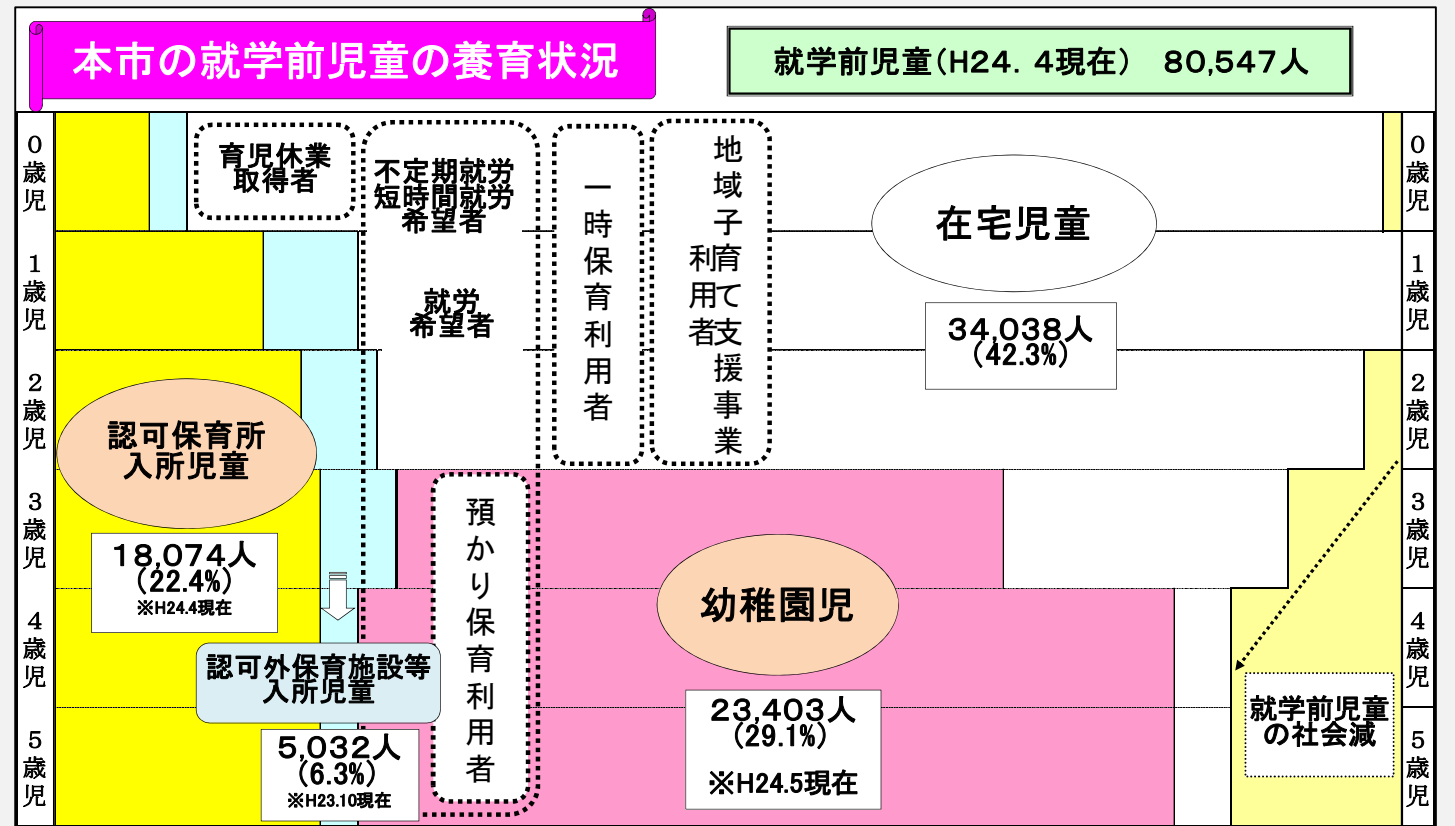
4. 方針の位置付けと対象期間

本基本方針は、第2期川崎市保育基本計画の計画期間内の取組であることから、平成27年度までの認可外保育事業に関する施策の方向性を示すものとし、スケジュールや事業量など具体的目標は今後も検討を進め、平成25年度の事業化に向け、取組を進めます。

II. 本市の認可外保育事業の現状と課題

1. 本市の保育事業の現状

子育てを取り巻く環境が変化中、子育て家庭の多様なニーズなどに適切に対応するためには、利用を選択する親の視点や次代を担う子どもの育ちの視点に立って、子ども・子育てを社会全体で支える取組を推進していくことが求められています。



●就学前児童の養育状況

認可保育所 約22%、認可外保育施設 約6%、幼稚園 約30%、在宅等 約42%

●保育所の入所状況と待機児童数

人口の増加、就学前児童数の増加、子育てを取り巻く環境の変化や景気の動向等
 → 認可保育所の利用希望者の増

●保育所の利用申請状況

保育所の利用申請者数は、平成19年の14,409人から平成24年には20,725人と大幅に増加しており、この状況に対応するため認可保育所の整備等による大幅な保育受け入れ枠の拡大を図っています。

2. 本市の認可外保育事業の現状

本市の認可外保育施設(届出対象)は、平成24年4月現在で155園があり、施設種別は次のとおりです。

施設種別	かわさき保育室	おなかも保育室	認定保育園	地域保育園 (届出対象外施設を除く)
受入年齢	1歳～4歳未満	生後6か月～3歳未満	0歳～5歳	0歳～5歳
助成対象要件	●市内在住 ●認可保育所の入所要件を満たしているが、不承諾であること ●保護者が月16日以上、1日4時間以上就労していること	●市内在住 ●認可保育所の入所要件を満たしているが、不承諾であること	●市内在住 ●月16日以上、1日4時間以上保育に欠けること(市の援護対象の要件)	※助成対象外
開所時間	7時～18時 (20時まで延長義務あり)	7時30分～18時 (19時まで延長可能)	日中11時間以上	施設により異なる
保育料	施設が設定 (上限59,600円)	認可保育所に準じる (保護者の所得により異なる)	施設が設定	施設が設定
施設数 (H24.4.1現在)	13	14	53	75
在籍(定員) (H24.4.1現在)	299人(380人)	305人(345人)	2,028人(2,940人)	1,502人(2,916人)

※家庭保育福祉員(保育ママ)は除く

3. 本市の認可外保育事業の課題

(1) 複雑でわかりづらい利用条件

各種別で受入年齢や保育料、申込み方法や認可保育所の不承諾通知の有無など、利用条件が違うため、保護者にとって複雑でわかりづらいものとなっており、保育施設の選択が難しくなっています。

(2) 保護者負担の軽減

認可保育所等は、所得税に応じて20段階以上に分けた保育料を設定していますが、認可外保育施設は、所得に関わらず一定金額の保育料を各施設で設定しています。保育料が高額なことなどから、多くの認可外保育施設では、定員に対し空きがあります。認可保育所と選択できる保育サービスとするためにも、保護者負担の軽減について検討する必要があります。

(3) 適切な運営支援体制の確保

認可外保育施設には、(1) 劣悪な保育施設の排除、(2) 児童の安全の確保、(3) 保育内容の向上、を目的として、児童福祉法第59条の規定及び厚生労働省通知に基づき、年1回の定期立入調査と施設の開設時立入調査等を実施しています。しかし、事業運営が小規模、各種別における基準にばらつきがあること等から、会計に関する指導監査の実施や、第三者評価の導入等、監査指導体制の強化を検討し、保育サービスの質の向上を図るための適切な運営支援体制を確保する必要があります。

(4) 多様な保育ニーズの増大

核家族化、景気動向の変化に対応するための母親の求職活動への対応等、社会環境の変化に伴って、一時保育、不定期・短期間就労に伴う保育等、多様な保育ニーズへの対応が求められています。

また、認可保育所の利用申請数の増加に伴い、認可外保育施設の受入枠も拡充する必要があります。特に、低年齢児（1歳、2歳）の定員枠の拡充が求められています。

(5) ニーズに応じた情報提供と相談・コーディネート機能の充実

子育て支援のニーズが多様化する中、利用者のニーズに応じたわかりやすい情報提供に、より一層努めていく必要があります。また、入所不承諾の保護者等へのアフター・フォローも必要であり、利用者視点に立ったきめ細やかなコーディネート・相談機能の充実が求められています。

子育て家庭の多様なニーズに対応するためには、認可保育所による利用ニーズへの対応では限界があります。

国の新制度の動向も踏まえながら、保育ニーズの多様化に対応するため、即効性のある待機児童対策としても保育サービスを充実させるために、認可外保育事業再構築の基本的な方向性を示す「基本方針」を早急に策定し、方針に基づく取組を推進する必要があります。

Ⅲ. 認可外保育事業の再構築の基本方針

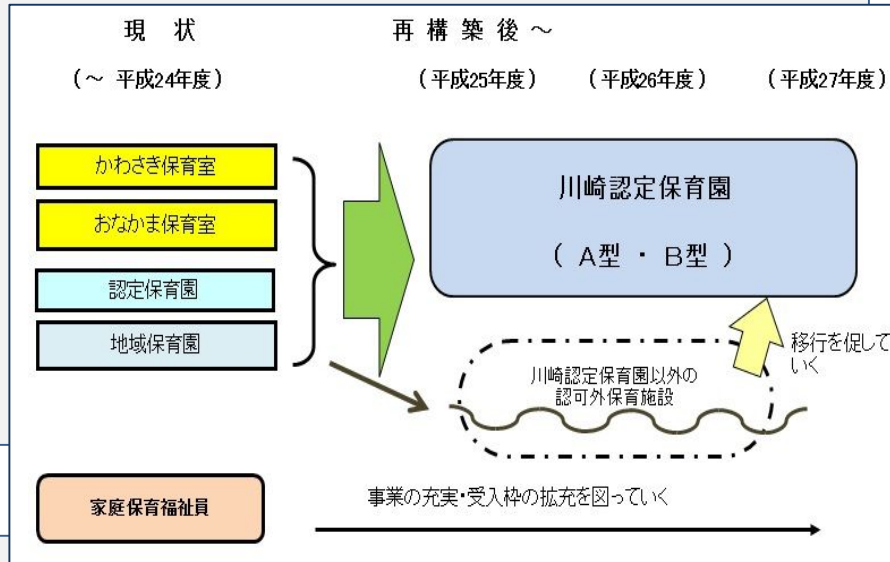
1. 目的・理念

認可外保育施設は、長時間保育、不定期・短時間就労へ対応した保育、低年齢児向けの保育など保護者の多様な保育ニーズに対し、迅速かつ柔軟な対応を図ってきました。保育所保育指針に基づく保育内容の基本原則に関する事項等を踏まえ、保育サービスの質の維持・向上を図る各種の支援や取組を進め、各々の認可外保育施設の特徴を活かしながら、その事業運営の充実化を支援していきます。

さらに、子どもの権利を守るとともに子どもの最善の利益を考えつつ、効率的・効果的な事業を推進するために、また、地域全体での子育て支援施策の中での認可外保育施設の果たすべき役割などを含めて、基本的な方向性を定めた「認可外保育事業再構築基本方針」を策定します。

2. 認可外保育事業の再構築の範囲

認可外保育事業の再構築の範囲は、「かわさき保育室」、「おなかも保育室」、「認定保育園」、「地域保育園」を対象とします。おなかも保育室については、基本的には、その目的である乳幼児の待機児童対策に一定の目途が立った段階で縮小・廃止の方向で事業を整理していきます。



3. 基本的な考え方

認可外保育事業の再構築に係る取組は、次の基本的な考え方をもとに進めます。

- | | |
|---------------------------|-----------------------|
| (1) わかりやすい認可外保育事業（制度）への再編 | (4) 多様な保育ニーズへの対応 |
| (2) 利用者の負担軽減への対応 | (5) 情報提供とコーディネート機能の充実 |
| (3) 適切な運営の確保に向けた取組の推進 | (6) 国の新たな制度への対応 |

4. 再構築の取組の方向性

(取組1) 新たな客観的基準による認定と移行

- 現行の4類型を、川崎認定保育園に統一し、A型、B型の2類型を設定します。
- 現行制度の各種別で、対象児童、申し込み方法や認可保育所の不承諾通知の有無など利用条件(制約条件)に差異があるため、保育制度を統一することで、保護者に分かりやすい制度とし、利用促進を図ります。
- 財務3表等の提出や、会計監査、自己評価等の実施により、経営の透明性を確保します。

項目	A型の基準	B型の基準
考え方	「子ども・子育て支援法」での認可保育所や小規模保育等の、質の確保のための客観的な基準を満たした施設へ円滑な移行(ステップアップ)が可能であると判断される施設	本市が設定する保育園としての一定基準を満たし、各々の施設の特徴を活かし保育サービスを提供する施設
援護対象児童	市内在住で認可保育所の入所要件を満たす。(保護者が求職活動中の場合は2か月)	
施設長	常勤の有資格者	
給食	園内完全給食(調理員の派遣委託は有り)	外部搬入や弁当等も可とする
保育スペース(最低基準)	2歳未満 2.475㎡/児童1人(今後の新設、移転、増改築の場合は3.3㎡) 2歳以上 1.98㎡/児童1人	
開所時間	7時～18時(20時まで延長義務有)	日中11時間以上開所
職員	有資格者は保育従事者の2/3以上 さらに、保育従事者の2/3以上が常勤	有資格者は保育従事者の1/2以上
保育従事者配置割合	0歳児 ⇒ 3人:1人以上、1・2歳児 ⇒ 6人:1人以上 3歳児 ⇒ 20人:1人以上、4・5歳児 ⇒ 30人:1人以上	

- 有資格者は、保育士、看護師、助産師、保健師とする。ただし、B型の有資格者は、幼稚園教諭を含むことができるが、保育従事者の1/3以上は、保育士、看護師、助産師、保健師でなければならない。

- 本格実施に向けては数年程度の移行期間を設け、平成25年4月から地域保育園をはじめ、かわさき保育室、おなかも保育室、認定保育園のうち、基準に適合する施設を順次認定します。

(取組2) 保護者負担軽減策

- 認可保育所を利用している世帯と、認可外保育施設を利用している世帯との間での保育料負担の見直しに向け取組を進めます。
- 多子減免については、川崎認定保育園でも実施します。

(取組3) 適切な運営の確保に向けた取組の推進

- 現在の認可保育所の指導監査基準に近い本市独自の基準を設定し、指導監督と会計監査の充実を図ります。
- 保育サービスの質を高める自己評価と情報開示の取組を支援するため、ガイドラインを本市で定めます。
- 苦情への対応とその内容の解決に向けた取組は、開かれた園運営の指標ともなるので、苦情解決に向けた取組を支援することで、さらなる保育サービスの質の向上につなげます。
- 認可外保育施設への福祉サービスの第三者評価の導入について検討を進めます。
- 認可外保育施設における保育従事者の資格取得を支援する方策や、認可外保育施設が保育士有資格者を確保するための支援施策について検討を進めます。

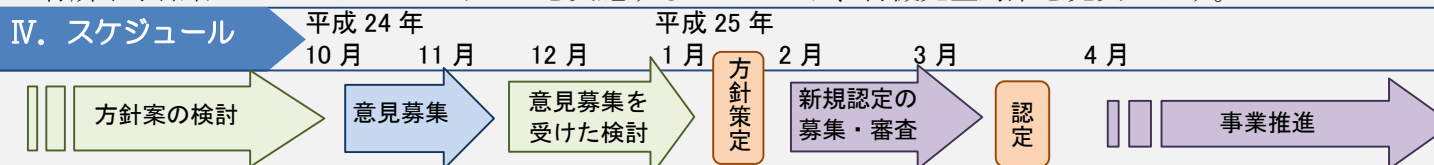
(取組4) 多様な保育サービスの充実

- リフレッシュ保育(一時保育)を充実させることで、不定期・短時間就労への対応や求職活動中などの緊急的・一時的な保育ニーズへの対応を図ります。
- 待機児童の多い1歳児対策として、低年齢児の受け入れ枠を拡大していきます。

(取組5) 保育相談とコーディネート機能の充実

- 子育て家庭への相談対応力を充実させる中で、認可外保育事業に関する情報提供と利用者視点に立ったコーディネート機能も充実させることで、新制度の利用者への浸透と施設の利用促進を図ります。また、認可保育所不承諾者へのアフター・フォローを実施することにより、待機児童対策を充実します。

Ⅳ. スケジュール



川崎市認可外保育事業再構築基本方針



平成25年 1月

川 崎 市

目次

I. 方針の策定にあたって.....	1
1. 子どもを取り巻く社会的状況.....	1
2. 本市の子どもをめぐる状況.....	2
3. 第2期保育基本計画の策定と認可外保育事業再構築基本方針策定の必要性.....	4
4. 方針の位置付けと対象期間.....	7
II. 本市の認可外保育事業の現状と課題.....	8
1. 本市の保育事業の現状.....	8
(1) 就学前児童の養育状況.....	8
(2) 保育所の入所状況と待機児童数.....	10
(3) 保育所の利用申請状況.....	11
2. 本市の認可外保育事業の現状.....	13
(1) かわさき保育室.....	14
(2) おなかま保育室.....	15
(3) 川崎市認定保育園.....	15
(4) 地域保育園.....	15
(5) 家庭保育福祉員（保育ママ）.....	16
3. 本市の認可外保育事業の課題.....	17
(1) 複雑でわかりづらい利用条件.....	17
(2) 保護者負担の軽減.....	17
(3) 適切な運営支援体制の確保.....	18
(4) 多様な保育ニーズの増大.....	18
(5) ニーズに応じた情報提供と相談・コーディネート機能の充実.....	18
III. 認可外保育事業の再構築の基本方針.....	22
1. 目的・理念.....	22
2. 認可外保育事業の再構築の範囲.....	22
3. 基本的な考え方.....	23
(1) わかりやすい認可外保育事業（制度）への再編.....	23
(2) 利用者の負担軽減への対応.....	23
(3) 適切な運営の確保に向けた取組の推進.....	24
(4) 多様な保育ニーズへの対応.....	24
(5) 情報提供とコーディネート機能の充実.....	24
(6) 国の新たな制度への対応.....	24
4. 再構築の取組の方向性.....	25
(1) 新たな客観的基準による認定と移行.....	25

(2) 保護者負担軽減策	27
(3) 適切な運営の確保に向けた取組の推進	27
(4) 多様な保育サービスの充実	28
(5) 保育相談とコーディネート機能の充実	28
IV. スケジュール	30
V. 再構築の取組の推進に向けて	31
資料編	
川崎市認可外保育事業再構築基本方針 策定の経過	4
川崎市保育施策庁内推進本部会議設置要綱	32
川崎市認可外保育事業再構築検討委員会設置要綱	37
「川崎市認可外保育事業再構築基本方針(案)」に対するパブリックコメント実施結果について	0

I. 方針の策定にあたって

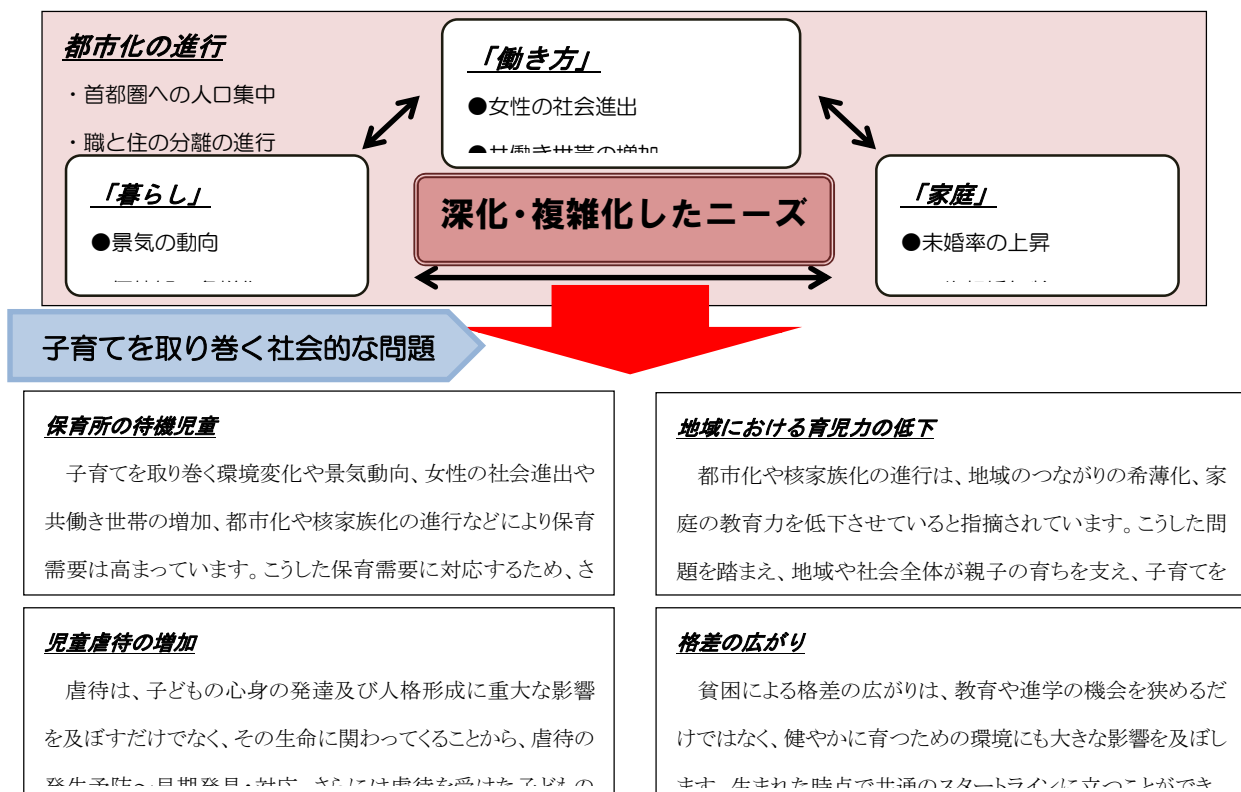
1. 子どもを取り巻く社会的状況

わが国の人口は、今後、長期の減少過程に入ると予想されていますが、本市を含む、首都圏等では人口の流入による増加が続いている状況にあります。

都市化の進行や社会・経済環境の変化は、家庭や地域、働き方などを大きく変化させる要因となり、個人の意識の多様化が、地域で暮らし、企業等で働く人々の“つながり”を変化させてきました。

核家族化の進行、共働き世帯の増加、働き方の変化、親の価値観の多様化など子育てを取り巻く環境や景気の動向などにより経済環境が変化する中で、子育て世代の中には、深化・複雑化した子育て支援に関するニーズが生まれています。

こうした子育てを取り巻く環境の変化などを背景として、保育所の待機児童、児童虐待の増加、社会的な孤立や格差の広がり（子どもの貧困）などの様々な社会的な問題が起きており、虐待を受けた子ども、障害のある子ども、定住する外国人の子どもなど特別な支援が必要な子どもが増えています。



子育てを取り巻く環境の変化や社会的な問題に対応するため、本市においては、地域や社会全体で子どもと子育て家庭を支える仕組みづくりを視点として、子どもの笑顔があふれ、健やかに成長していくための環境づくりを進め、将来にわたり、かわさきで暮らし続けたいと感じることのできるような未来につながる取組を推進することが必要となっています。

2. 本市の子どもをめぐる状況

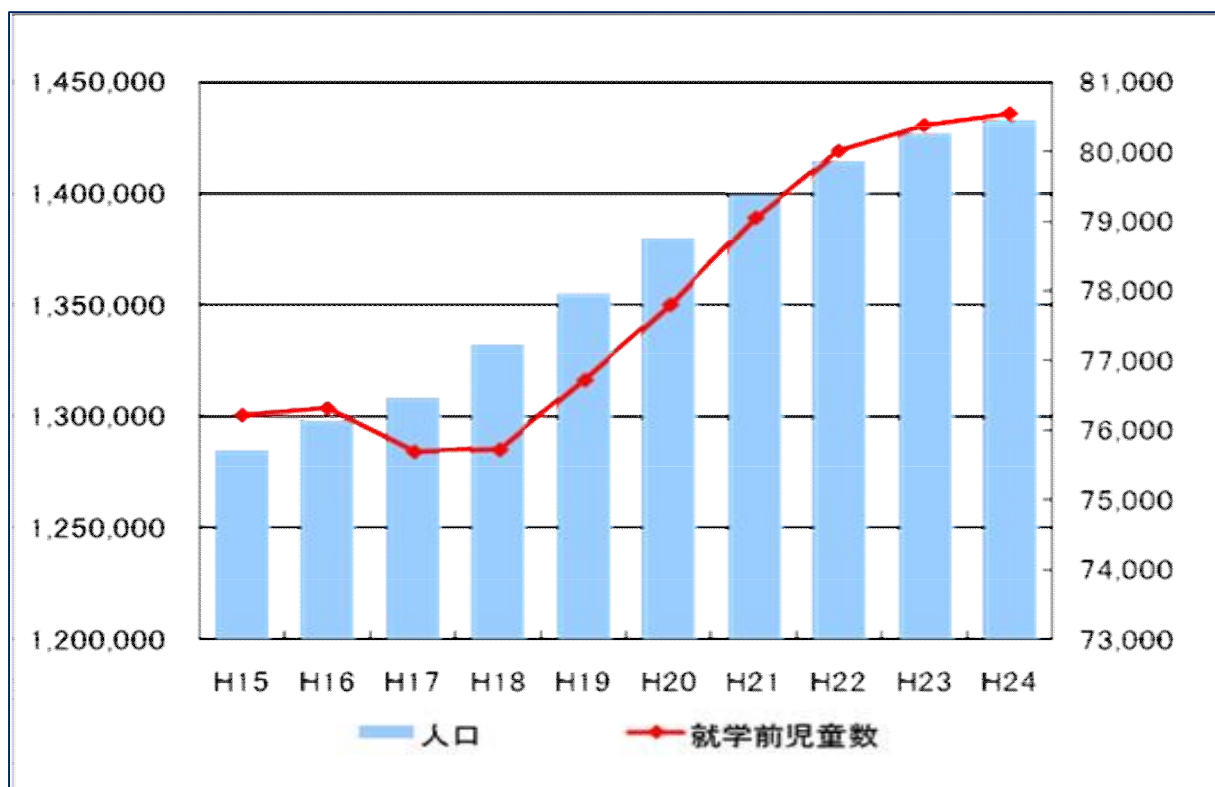
本市では、転入超過を主要因とした人口の増加傾向が続いています。

首都圏近郊の大都市は、人口増加率が高い傾向にあり、その中でも、特に本市の人口増加率は、非常に高い水準にあり、平成19年以降には、出生数が約1万4千人台で推移し、就学前児童数も、平成22年4月には8万人を超え、今後もしばらくは増加傾向が続くものと考えています。

本市の人口と就学前児童数（表）

年度	H15	H16	H17	H18	H19
人口	1,284,963	1,297,901	1,308,313	1,332,035	1,354,913
増加数	-	12,938	10,412	23,722	22,878
増加率	-	1.01%	0.80%	1.81%	1.72%
就学前児童数	76,225	76,323	75,712	75,741	76,735
増加数	-	98	-611	29	994
増加率	-	0.13%	-0.80%	0.04%	1.31%
年度	H20	H21	H22	H23	H24
人口	1,379,634	1,399,401	1,414,150	1,426,777	1,432,374
増加数	24,721	19,767	14,749	12,627	5,597
増加率	1.82%	1.43%	1.05%	0.89%	0.39%
就学前児童数	77,817	79,061	80,012	80,380	80,547
増加数	1,082	1,244	951	368	167
増加率	1.41%	1.60%	1.20%	0.46%	0.21%

本市の人口と就学前児童数（グラフ）



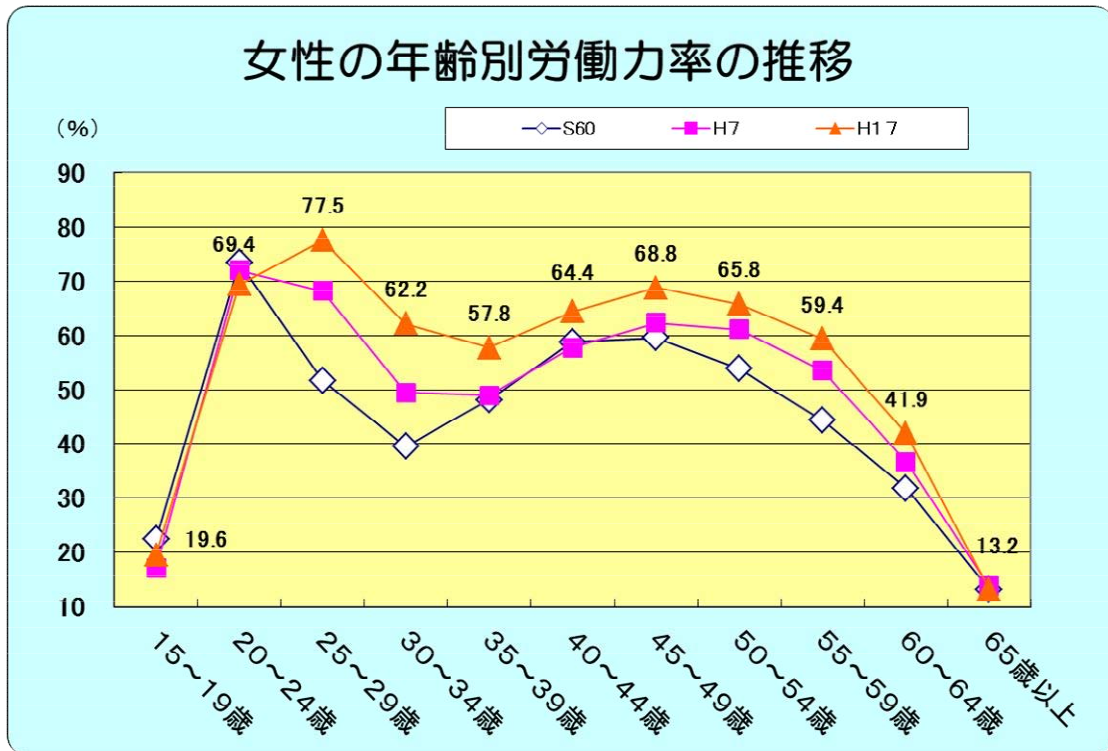
また、本市の人口構成は、男女ともに20歳～40歳代が多く、若い“子育て世代の多いまち”としての特徴を持っています。さらに本市では人口の増加とともに、世帯数も増加していますが、平均世帯員数は減少を続けています。

【本市の人口と世帯員数】 ※当該年の10月1日現在

	S45	S55	H2	H12	H14	H15	H16
人口	973,486	1,040,802	1,173,603	1,249,905	1,281,706	1,293,618	1,306,021
(対前年比較)					15,095	11,912	12,403
世帯数	289,959	377,397	466,084	543,088	567,922	578,005	587,660
(対前年比較)					11,666	10,083	9,655
平均世帯員数	3.36	2.76	2.52	2.31	2.26	2.24	2.23
	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
人口	1,327,011	1,342,262	1,369,443	1,390,270	1,409,558	1,425,512	1,430,773
(対前年比較)	20,990	15,251	27,181	20,827	19,288	15,954	5,261
世帯数	595,513	607,729	626,239	640,658	652,609	662,694	666,787
(対前年比較)	7,853	12,216	18,510	14,419	11,951	10,085	4,093
平均世帯員数	2.23	2.21	2.19	2.18	2.16	2.16	2.15

本市に居住する世帯の就労の状況として、夫婦とも就労している共働き世帯の割合は上昇傾向にあり、女性の労働力率の推移から、結婚や出産を機に仕事を離れ、再び就労することを示すM字カーブが年々浅いM字に移行しており、結婚・

出産後も就労を継続する女性は増加している傾向にあると言えます。



3. 第2期保育基本計画の策定と認可外保育事業再構築基本方針策定の必要性

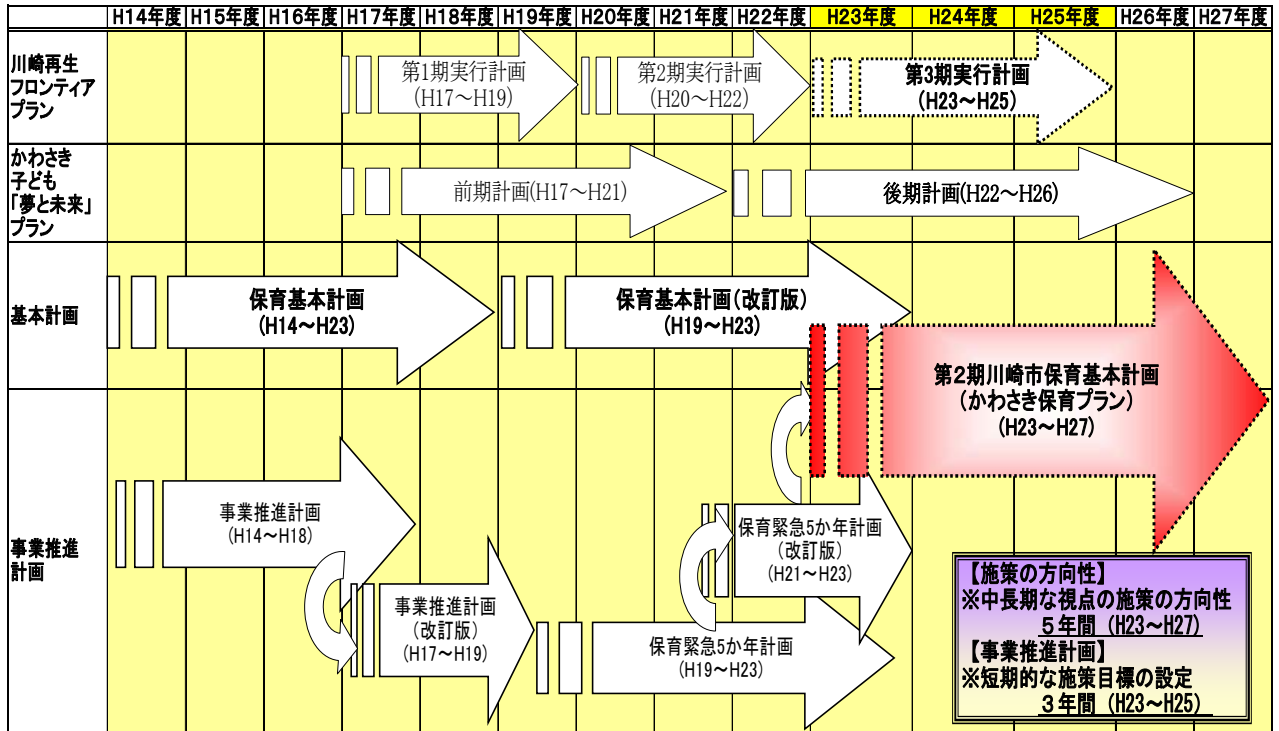
本市では、高まる保育需要や多様化する保育ニーズに対応するため、平成14年2月に「川崎市保育基本計画」を策定し、保育受入枠の拡大や多様な保育サービスの拡充を図ってきました。

その後、当初予測を大きく上回る保育ニーズの高まりがあったことから、平成19年7月には、「保育緊急5か年計画」を策定、2,600人の保育受入枠の拡大を図ることとしました。

しかしながら、計画策定後についても、人口増に伴い就学前児童数は増加の一途を辿り、それに伴い保育所利用申請者数も増加したことから、これらの社会状況に適切に対応するため、平成23年3月に「第2期川崎市保育基本計画」(かわさき保育プラン)(以下「かわさき保育プラン」という。)を策定しました。

「かわさき保育プラン」では、本市の次世代育成支援対策行動計画『かわさき子ども「夢と未来」プラン』の理念に基づき、本市の社会状況や地域の実情に合わせながら、子育てを地域や社会全体で支える、“子どもの笑顔があふれ、未来の力を育むまち・かわさき”を基本目標に掲げ、その実現を目指して、取組を進めることとしています。

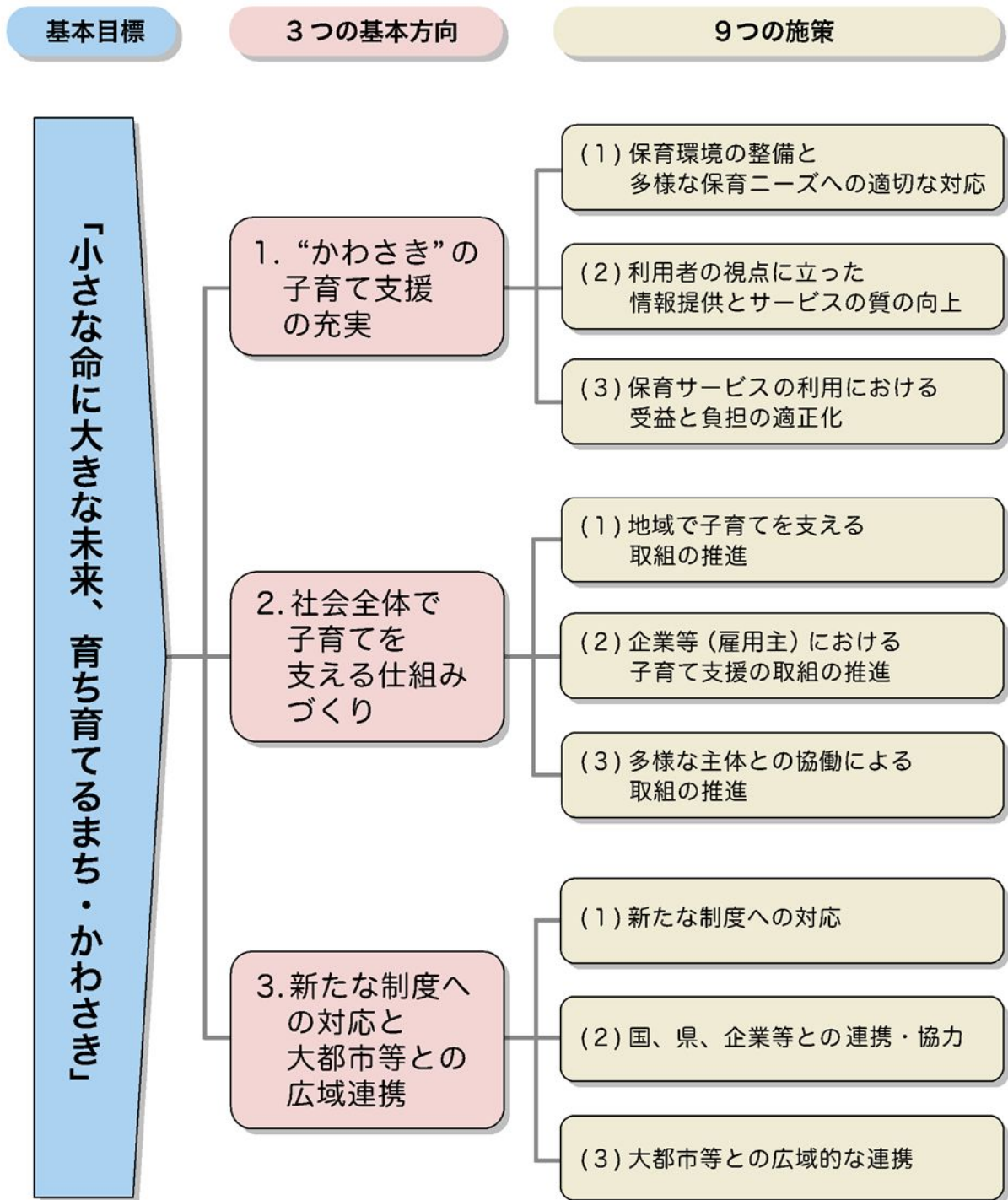
本市の保育施策の充実に向けた計画の推進



また、基本目標の実現を図るため、次の3つの基本方向を定め、9つの施策を位置付け、事業を推進しております。

【計画の体系図】

第2期川崎市保育基本計画（かわさき保育プラン） ～ 子どもの笑顔があふれ、未来の力を育むまち・かわさき ～



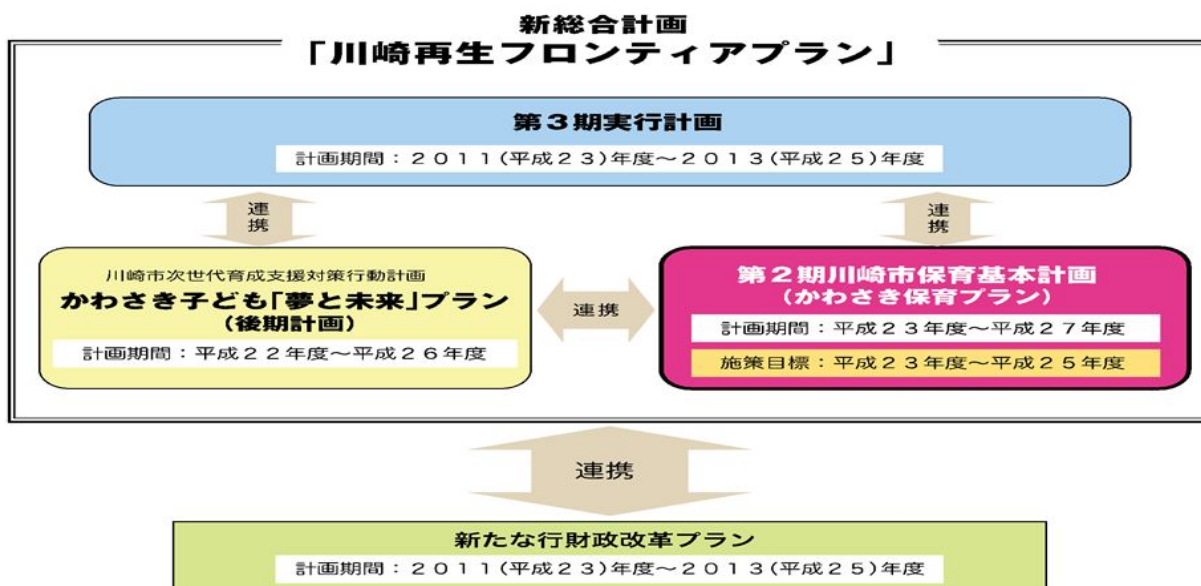
本市の子育て家庭への支援を進める中で、多様な保育ニーズに的確に対応するためには、認可保育所のさらなる整備と認可外保育事業の充実が保育事業の重要な柱です。子育てを取り巻く環境が変化する中、多様な保育ニーズへの対応に向けては、保育受入枠の拡大や保育の質の向上を図りながら、本市の認可外保育事業の充実を図るとともに、国の新たな取組への対応等を踏まえながら、本市の認可外保育事業の再構築に向けた検討を進める必要があります。

「かわさき保育プラン」では、計画期間内の取組として、「9つの施策」の(1)保育環境の整備と多様な保育ニーズへの適切な対応の中で、「認可外保育事業の充実と再構築」を位置付け、さらなる取組の推進を図るものとしています。認可外保育事業の再構築にあたっては、「市民にとってわかりやすい」、「利用しやすい」制度と事業推進を図るために、再構築における基本的な考え方と方向性を定めた「認可外保育事業の再構築に関する基本方針」を策定するものです。

4. 方針の位置付けと対象期間

本基本方針は、「かわさき保育プラン」の計画期間の取組として位置づけた「認可外保育事業の再構築」の事業推進の考え方に基づき、今後の認可外保育事業に関する基本的な方向性をまとめたものです。

具体的な事業内容等については、平成27年度までの認可外保育事業に関する具体的な施策の方向性を示すものとし、スケジュールや事業量などの具体的な目標については、今後検討を進め、平成25年度の事業化に向け、取り組みを進めていきます。その後の事業内容等については、保育基本計画や本市の総合計画などと整合性を図るものとしします。



Ⅱ. 本市の認可外保育事業の現状と課題

1. 本市の保育事業の現状

子育てを取り巻く環境が変化する中、就学前児童を養育する家庭のライフスタイルや親の価値観は多様化しており、就学前児童の保育所等の利用ニーズも多様化しています。

これらの多様なニーズや子どもを取り巻く社会的な問題に適切に対応するためには、利用を選択する親の視点や次代を担う子どもの育ちを支えるという視点に立って、子ども・子育てを社会全体で支える取組を推進していくことが求められています。

(1) 就学前児童の養育状況

本市の就学前児童の養育状況は、認可保育所に約22%、認可外保育施設等に約6%、幼稚園に約30%となっており、それ以外の約42%の児童が在宅等で養育されている児童となっています。

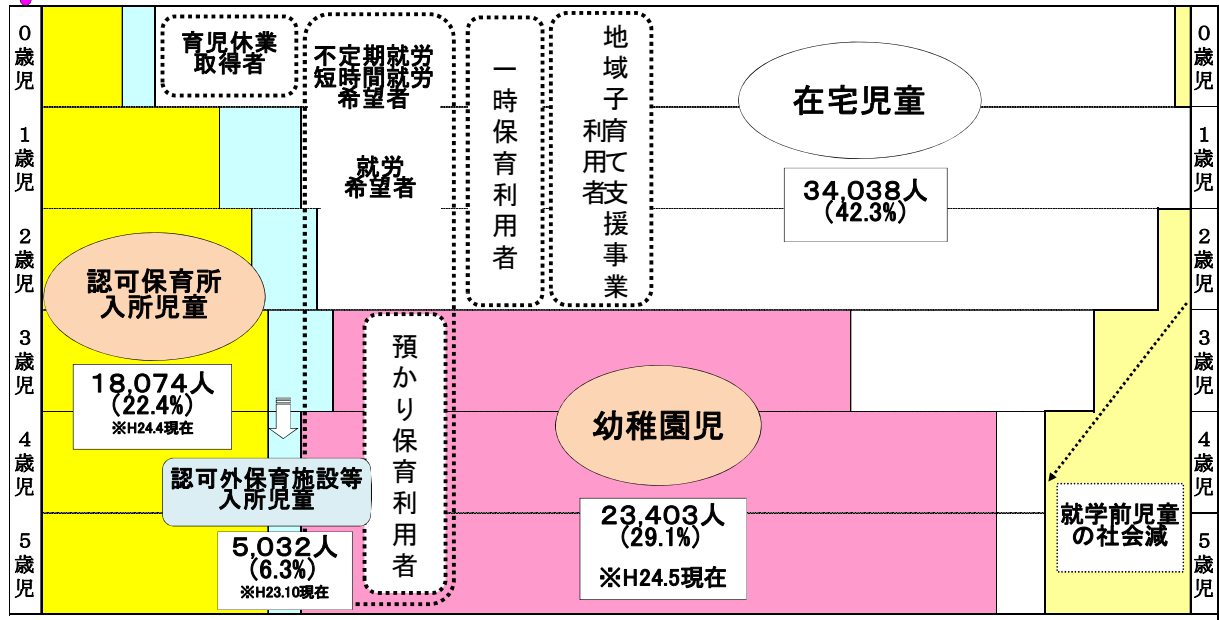
認可保育所と認可外保育施設を合わせた受入は、0歳児が約13%、1、2歳児が約32%です。3歳児以上は、養育場所として幼稚園も加わり、3歳児が約85%、4、5歳児は約95%となります。

一時保育の利用者と就労希望者および育児休業取得者は、在宅児童に含まれていますが、潜在的な保育所利用希望者と言うことができます。一時保育の利用者と就労希望者は、その時点では週4日以上保育に欠ける状況にはないので、週3日以下の保育サービスで対応することが可能です。

しかし、現状では一時保育の利用者と就労希望者の状況に応じて選択できる保育サービスは少ないため、これらの層に対し、適切に選択できる保育サービスを提供することで待機児童対策にもつながります。

本市の就学前児童の養育状況

就学前児童(H24.4現在) 80,547人



就学前児童の養育状況について（平成24年4月）

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
人 口	—	—	—	—	—	—	1,417,486
就学前児童数(A)	13,857	14,048	13,539	13,347	13,085	12,671	80,547
認可保育所入所児童数(B)	1,332	3,058	3,379	3,568	3,436	3,301	18,074
(構成比)	7.37%	16.92%	18.7%	19.74%	19.01%	18.26%	100%
(就学前児童割合)	9.61%	21.77%	24.96%	26.73%	26.26%	26.05%	22.44%
認可外保育施設等入所児童数(C)	534	1,295	1,202	887	1,114		5,032
(構成比)	10.61%	25.74%	23.89%	17.63%	22.14%		100%
(就学前児童割合)	3.85%	9.22%	8.88%	6.65%	4.33%		6.25%
幼稚園児数(D)	—	—	—	6,856	8,378	8,169	23,403
(構成比)	—	—	—	29.3%	35.8%	34.91%	100%
(就学前児童割合)	—	—	—	51.370%	64.03%	64.47%	29.06%
在宅児童数(A-B-C-D)	11,991	9,695	8,958	2,036	1,358		34,038
(構成比)	35.23%	28.48%	26.32%	5.98%	3.99%		100%
(就学前児童割合)	86.53%	69.01%	66.16%	15.25%	5.27%		42.26%

注1) 認可保育所入所児童数は、平成24年4月1日現在の市内在住の入所者数(こども本部調べ)

注2) 認可外保育施設等入所児童数は、平成23年10月1日現在の利用者数(こども本部調べ)

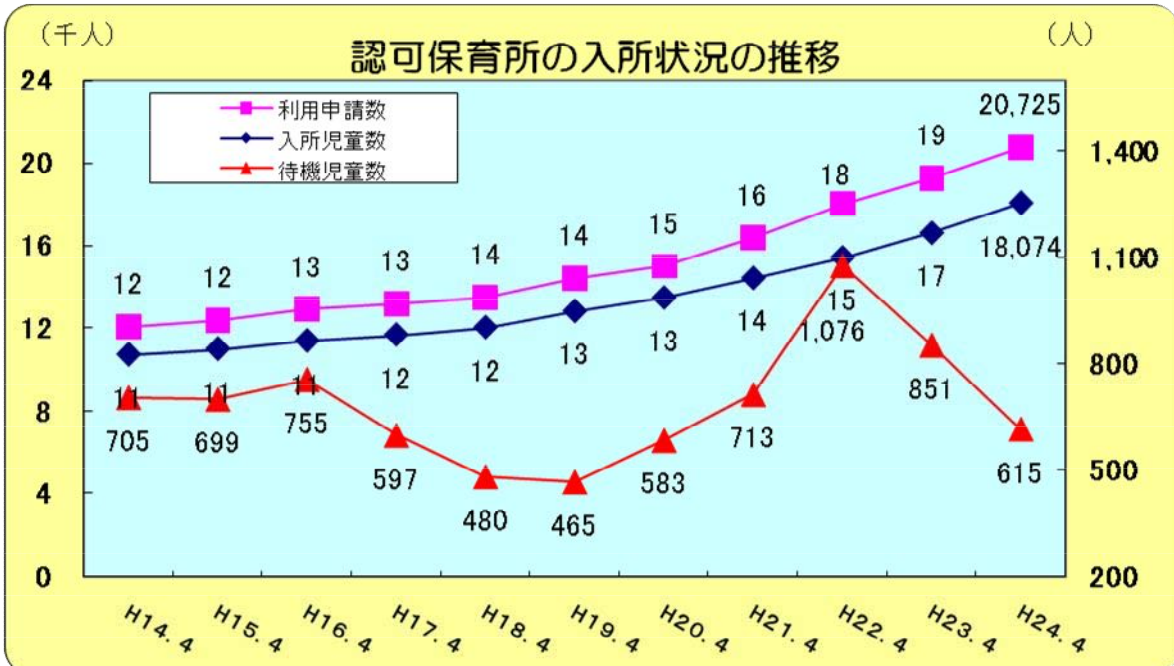
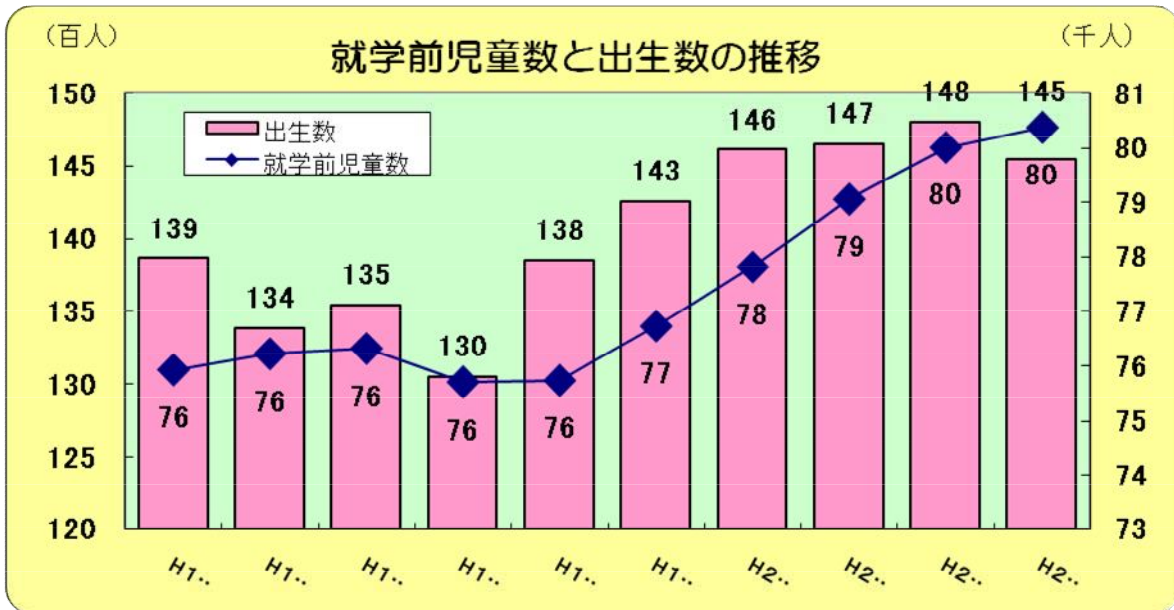
注3) 幼稚園児数は、平成24年5月1日現在の市内在住の入所者数(こども本部調べ)

注4) 在宅児童数は、就学前児童数から認可保育所入所児童数、認可外保育施設等入所児童数、幼稚園児数を差し引いた数

(2) 保育所の入所状況と待機児童数

本市では人口の増加に伴い、就学前児童数が増えており、子育てを取り巻く環境の変化や景気の動向、本市の社会動態の影響、親の意識の多様化などの様々な状況から、認可保育所の利用を希望する方が増えています。

こうした、保育需要に適切に対応するため、これまで大幅な保育受入枠を拡大してきましたが、さらなる保育需要への対応に向けた保育環境の整備が必要となります。



【本市の保育所入所状況の推移】※出生数は当該年の1月～12月の数です。

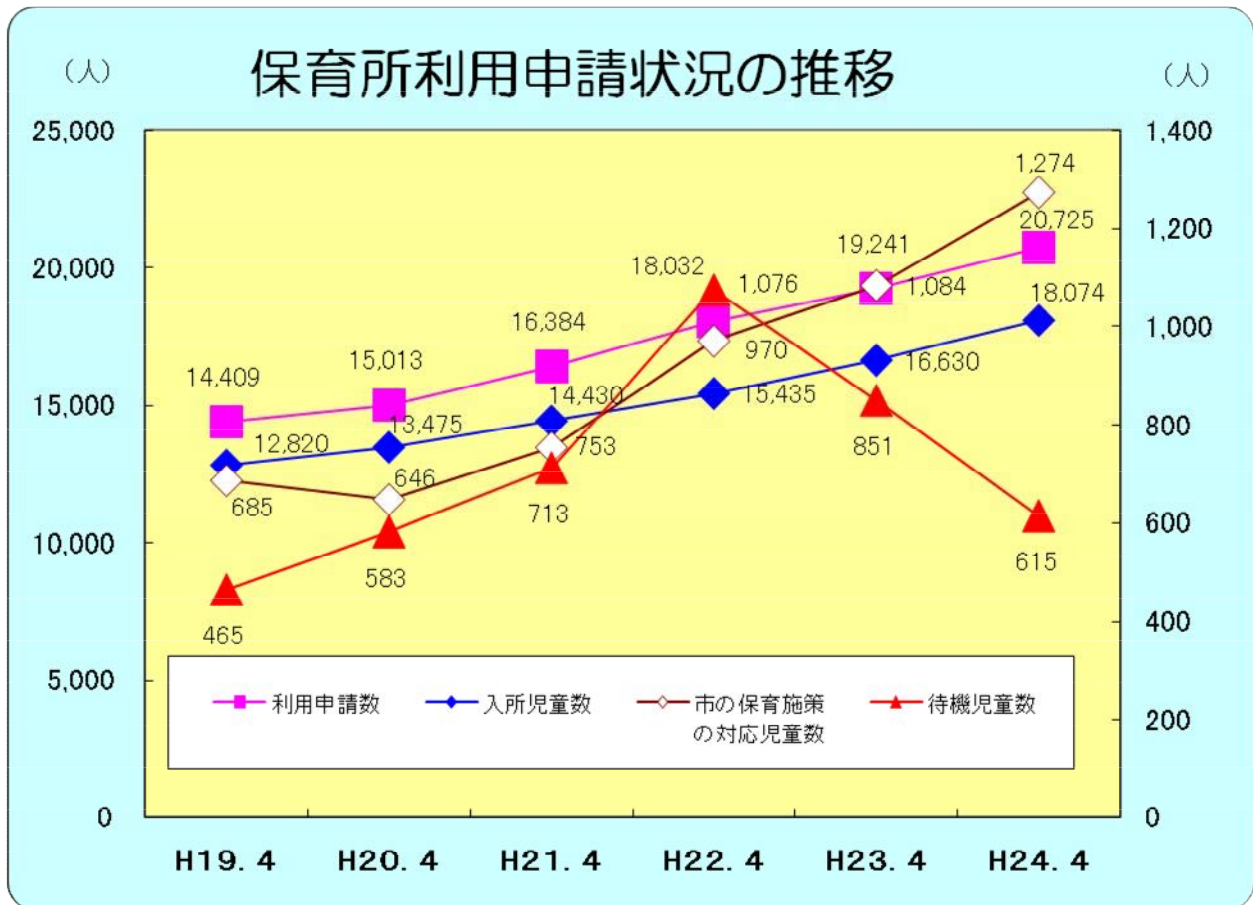
	H14.4	H15.4	H16.4	H17.4	H18.4	H19.4	H20.4	H21.4	H22.4	H23.4	H24.4
人 口	1,269,979	1,283,956	1,296,895	1,307,304	1,322,432	1,345,306	1,370,020	1,389,784	1,404,532	1,411,892	1,417,486
(対前年比較)	16,718	13,977	12,939	10,409	15,128	22,874	24,714	19,764	14,748	7,360	5,594
出 生 数	13,861	13,379	13,542	13,045	13,849	14,252	14,609	14,650	14,799	14,544	
(対前年比較)	▲70	▲482	163	▲497	804	403	357	41	149	▲255	
就学前児童数	75,933	76,225	76,323	75,712	75,741	76,735	77,817	79,061	80,012	80,380	80,547
(対前年比較)	963	292	98	▲611	29	994	1,082	1,244	951	368	167
(人口構成比)	5.98%	5.94%	5.89%	5.79%	5.73%	5.70%	5.68%	5.69%	5.70%	5.69%	5.68%
利用申請数	12,069	12,377	12,916	13,204	13,505	14,409	15,013	16,384	18,032	19,241	20,725
(対前年比較)	80	308	539	288	301	904	604	1,371	1,648	1,209	1,484
(就学前児童比率)	15.89%	16.24%	16.92%	17.44%	17.83%	18.78%	19.29%	20.72%	22.54%	23.94%	25.73%
定 員 数	10,845	10,965	11,175	11,295	11,590	12,250	12,785	13,605	14,675	15,905	17,490
(対前年比較)	450	120	210	120	295	660	535	820	1,070	1,230	1,585
入 所 児 童 数	10,727	10,991	11,386	11,676	12,034	12,820	13,475	14,430	15,435	16,630	18,074
(対前年比較)	323	264	395	290	358	786	655	955	1,005	1,195	1,444
(就学前児童比率)	14.13%	14.42%	14.92%	15.42%	15.89%	16.71%	17.32%	18.25%	19.29%	20.69%	22.44%
待 機 児 童 数	705	699	755	597	480	465	583	713	1,076	851	615
(対前年比較)	▲479	▲6	56	▲158	▲117	▲15	118	130	363	▲225	▲236
(就学前児童比率)	0.93%	0.92%	0.99%	0.79%	0.63%	0.61%	0.75%	0.90%	1.34%	1.06%	0.76%

(3) 保育所の利用申請状況

本市では、保育所の利用申請者数の増加に適切に対応するため、認可保育所の整備等による大幅な保育受入枠の拡大を図っています。

利用申請者数を年齢別で見ると、育児休業制度の普及等に伴い、1歳児からの保育所利用申請者数が増加傾向にあります。

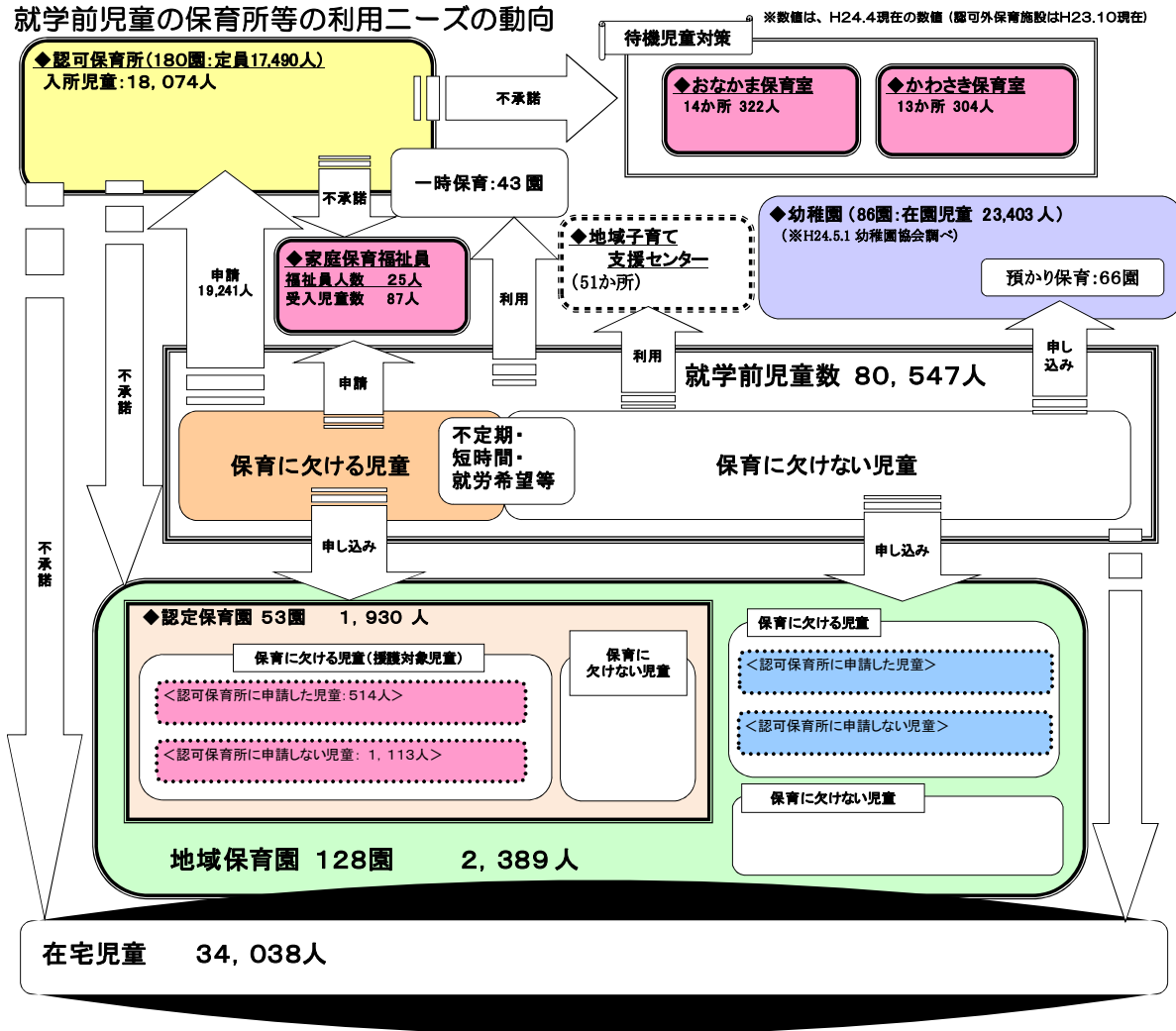
認可保育所の定員は、年齢別で設定されており、新設の保育所以外では、各年齢とも継続して入所する児童との差が、新たに利用申請者を受け入れるための保育受入枠となりますが、低年齢児の枠はもともと少なく、このため利用申請の多い1・2歳児については、定員を超えて児童を入所させる対応をしています。



【保育所利用申請者数の推移（年齢別）】 ※比率は就学前児童数に対する比率

		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
H19	就学前児童数	13,415	13,025	12,808	12,505	12,545	12,437	76,735
	保育所申請者数	1,311	2,464	2,638	2,778	2,604	2,614	14,409
	(比率)	9.77%	18.92%	20.6%	22.22%	20.76%	21.02%	18.78%
H20	就学前児童数	13,908	13,648	12,837	12,587	12,411	12,426	77,817
	保育所申請者数	1,287	2,801	2,721	2,775	2,839	2,590	15,013
	(比率)	9.25%	20.52%	21.2%	22.05%	22.87%	20.84%	19.29%
H21	就学前児童数	14,250	14,026	13,373	12,583	12,463	12,366	79,061
	保育所申請者数	1,457	3,168	3,117	2,933	2,865	2,844	16,384
	(比率)	10.22%	22.59%	23.31%	23.31%	22.99%	23.00%	20.72%
H22	就学前児童数	14,094	14,242	13,768	13,065	12,463	12,380	80,012
	保育所申請者数	1,700	3,582	3,557	3,321	3,004	2,868	18,032
	(比率)	12.06%	25.15%	25.84%	25.42%	24.1%	23.17%	22.54%
H23	就学前児童数	14,120	13,935	13,837	13,376	12,840	12,272	80,380
	保育所申請者数	1,929	3,752	3,719	3,523	3,315	3,003	19,241
	(比率)	13.66%	26.93%	26.88%	26.34%	25.82%	24.47%	23.94%
H24	就学前児童数	13,857	14,048	13,539	13,347	13,085	12,671	80,547
	保育所申請者数	1,977	4,250	3,897	3,789	3,492	3,320	20,725
	(比率)	14.27%	30.25%	28.78%	28.39%	26.69%	26.20%	25.73%

就学前児童の保育所等の利用ニーズの動向



2. 本市の認可外保育事業の現状

本市では、就学前児童に対する保育サービスとして、児童福祉法第35条に基づく認可を受けた「認可保育所」のほか、同法第35条の認可を受けていない認可外保育施設である「かわさき保育室」、「おなかも保育室」、「川崎市認定保育園」、「地域保育園」などの施設があります。

認可外保育施設とは、日々保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳児または幼児を保育することを目的とする施設で、基本的に、各々の施設の設置者が、独自の社会的使命感や保育理念を具現化するために事業を開始した施設であり、本市が計画的に設置している認可保育所とは成り立ちが異なります。

本市には、平成24年4月現在で、155園の認可外保育施設（届出対象）があります。

そのうち本市が独自に定めた一定の要件を備えた施設を「川崎市認定保育園」として認定しており、各園においては、特色のある多様な保育サービスが提供さ

れています。

また、認可保育所の利用申請者が、低年齢（0歳から2歳）児に多く、特に1歳児の待機児童が多い状況に対応するため、認可保育所に入所のできない児童（不承諾通知有）への対応として、「おなかま保育室」においては、0歳から2歳までの低年齢児を、「かわさき保育室」においては、1歳から3歳までの低年齢児を受け入れています。

さらに、児童福祉法第6条の3第9号の「家庭保育福祉事業」いわゆる“保育ママ”として、少人数の低年齢児（0歳から2歳）を家庭的で温かな環境で育み、地域の中で子育て家庭を支える取組の充実に向けて、これまでの自宅で保育を行う「居宅型」に加え、新たに自宅以外でも複数の家庭保育福祉員（保育ママ）が共同で保育を行う「共同型」の事業を開始し、両方の拡充を図っています。

このように、本市の認可外保育施設等においては、“保育に欠ける児童”を対象として、平成24年4月で2,802人を援護対象児童（※）としています。

認可保育所との主な違いをまとめると、次の表のとおりとなります。

※ 市内在住で、一日4時間以上かつ月16日以上保護者が保育をすることができない児童のこと。

	認可保育所	認可外保育施設
事業の目的	保護者が仕事などで世話をする人がいない、いわゆる「保育に欠ける」児童の福祉の向上を目的とした、市の保育計画などに基づき計画的に設置される施設	設置者が独自の社会的使命感や保育理念を具現化するために事業を開始した施設。
申込方法	保護者が市の窓口に応じ申し込み、申込者が定員を上回る場合は市が選考	定員内であれば、希望をすれば誰でも施設に直接申し込み、契約することができる。
保育料	保護者の収入に応じて定められているため、地域内のどの保育所に入所しても同額	施設設置者が自由に設定できるため、施設により異なる。
運営費	運営費等の補助が、国、市から交付されている。	本市の援護対象施設等（かわさき保育室、おなかま保育室、認定保育園、家庭保育福祉員）を除き、原則保護者からの保育料で運営

（1）かわさき保育室

平成20年度に開始した制度で、認可保育所に申し込みながら、入所が保留となった児童（満1歳～4歳に達した最初の3月31日まで）が充実した保育を受けられるよう、本市が独自の基準で認定した認可外保育施設です。

認定施設は市内に13か所あり、ほとんどが30人定員の小規模な施設となっています。

入所条件は、認可保育所の入所不承諾となった児童のうち、保護者が1日4時間以上かつ月16日以上、就労等をしていることが必要です。

保育料は、市が定めた上限59,600円を基準に、各施設が独自に設定しています。

また、在宅で子育てをする家庭のため、時間預かりのリフレッシュ保育（一時保育）を実施しています。

（２）おなかま保育室

平成9年度に開始した事業で、認可保育所に申し込みながら、入所不承諾となった児童（満6か月～3歳に達した最初の3月31日まで）が充実した保育を受けられるよう、本市が財団法人川崎市保育会に委託して実施しています。

実施施設は市内に14か所あり、低年齢児に適した小規模な保育室です。

入所選考は、認可保育所入所選考基準に準じて選考しています。

保育料は、認可保育所に準じて市が定めています。

（３）川崎市認定保育園

各々の施設の設置者が、独自の社会的使命感や保育理念を具現化するために事業を開始した施設であり、本市が計画的に設置している認可保育所とは成り立ちが異なります。

昭和47年度に開始された制度で、後述の地域保育園の中から、市が定めた一定の基準を満たした施設として認定した認可外保育施設です。

市内に53施設あり、小規模な施設から大規模な施設もあり、施設の定員数は様々です。

受入年齢についても、低年齢児に特化した施設や、全年齢に対応している施設もあり、各施設がその理念に基づき特色ある保育を実施しています。

入所は、施設に直接申し込みます。

保育料は、施設が定めています。市の援護対象となっている児童に対し、保育料を割り引いている施設もあります。

（４）地域保育園

各々の施設の設置者が、独自の社会的使命感や保育理念を具現化するために事業を開始した施設であり、本市が計画的に設置している認可保育所とは成り立ちが異なります。市内に75施設あり、小規模な施設から大規模な施設もあり、施設の定員数は様々です。

受入年齢についても、低年齢児に特化した施設や、全年齢に対応している施設など、施設により様々で、施設の理念を具現化した保育を実施しています。

入所は、施設に直接申し込めます。

保育料は、施設が定めています。

本市の認可外保育事業一覧

施設種別	かわさき保育室	おなかも保育室	認定保育園	地域保育園 (届出対象外施設を除く)
受入年齢	1歳～4歳未満	生後6か月～3歳未満	0歳～5歳	0歳～5歳
助成対象要件	<ul style="list-style-type: none"> ●市内在住 ●認可保育所の入所要件を満たしているが、不承諾であること ●保護者が月16日以上、1日4時間以上就労していること 	<ul style="list-style-type: none"> ●市内在住 ●認可保育所の入所要件を満たしているが、不承諾であること 	<ul style="list-style-type: none"> ●市内在住 ●月16日以上、1日4時間以上保育に欠けること(市の援護対象の要件) 	※助成対象外
開所時間	7時～18時 (20時まで延長義務あり)	7時30分～18時 (19時まで延長可能)	日中11時間以上	施設により異なる
保育料	施設が設定 (上限59,600円)	認可保育所に準じる (保護者の所得により異なる)	施設が設定	施設が設定
施設数 (H24.4.1現在)	13	14	53	75

(5) 家庭保育福祉員（保育ママ）

市内に、21人の居宅型家庭保育福祉員と4か所の共同型家庭保育福祉員の施設があります。

産休明け（生後43日目）～3歳未満のお子さんを対象に、保護者などが昼間お子さんを家庭で保育できない場合に、保育士等の資格を持ち、乳幼児の保育経験がある個人が保護者に代わって日中保育をする制度です。

保育時間は、原則、月曜～金曜の8：30～17：00で、昼食はお弁当持参です。

保育料は、認可保育所に準じて設定しており、世帯の前年の所得状況によって料金が異なります。

入所申し込みは、各区の保健福祉センター（地区健康福祉ステーション）です。申込みが受入れ可能な人数を超えた場合には、認可保育所入所選考基準に準じて、預かるお子さんの選考を行っています。

3. 本市の認可外保育事業の課題

現在の本市の認可外保育事業が抱える課題としては、次のようなことが挙げられます。

(1) 複雑でわかりづらい利用条件

かわさき保育室、おなかま保育室、川崎市認定保育園、地域保育園の各種別で受入年齢や保育料、申込み方法や認可保育所の不承諾通知の有無など、利用条件が違うため、保護者にとって複雑でわかりづらいものとなっており、保育施設の利用が難しくなっています。

(2) 保護者負担の軽減

認可保育所とおなかま保育室および家庭保育福祉員は、所得税に応じて20段階以上に分けた保育料を設定していますが、認可外保育施設は、所得に関わらず一定金額の保育料を各施設で設定しています。

保育料が高額なことなどから、多くの認可外保育施設では、定員に対し空きがあります。

このような現状を踏まえ、認可外保育施設と認可保育所との間で選択できる保育サービスとするためにも、保護者負担のあり方について検討する必要があります。

施設類型別保育費用等比較表

(単位:円)

施設類型	児童一人あたり平均保育費用(総額)			利用者自己負担額			児童一人あたり平均公費負担額			備 考
	3歳未満	3歳以上	全体	3歳未満	3歳以上	全体	3歳未満	3歳以上	全体	
認可保育所	162,853	92,197	122,389	31,369	22,503	26,292	131,484	69,694	96,097	自己負担額はH22決算ベースに修正
家庭保育福祉員(保育ママ)	128,903	-	-	14,100	-	-	114,803	-	-	対象が3歳児未満
おなかま保育室	86,235	-	-	24,411	-	-	61,824	-	-	対象が3歳児未満
かわさき保育室	144,090	142,312	142,895	52,682			91,408	89,630	90,213	
認定保育園	99,109	58,729	86,950	41,939			57,170	16,790	45,011	
地域保育園	55,608			55,538			70			
幼稚園	市費のみ	37,014		入園料	133,326		市費のみ	7,987		対象が3歳児以上
	県費含む	45,302		保育料	29,027		県費含む	16,275		

※平成22年度決算ベースの資料です。

※認定保育園、地域保育園及びかわさき保育室の自己負担額は、各施設の平均自己負担額。

※一人当たり月額。

(3) 適切な運営支援体制の確保

認可外保育施設は、財政基盤や事業運営が比較的小規模、各種別における施設の基準にばらつきがあることなどから、本市の認可外保育事業の再構築を実施するにあたっては、保育サービスの質の向上を図るための適切な運営支援体制を確保する必要があります。

(4) 多様な保育ニーズの増大

育児休業制度等の普及や、核家族化、景気動向の変化に対応するための母親の求職活動への対応等、社会環境の変化に伴って、病児・病後児保育や一時保育、不定期・短期間就労に伴う保育等、多様な保育ニーズへの対応が求められています。

また、転入超過を主要因とした人口増加や、出生数の増加等による保育所利用申請者数の増大に認可保育所の整備だけでは対応しきれないことから、認可外保育施設の有効活用を図る必要があります。

特に、低年齢児(1歳、2歳)の保育需要が高く、定員枠の拡充が求められています。

(5) ニーズに応じた情報提供と相談・コーディネート機能の充実

本市では、これまでも保育所等の利用を希望する市民に対して、ホームページ

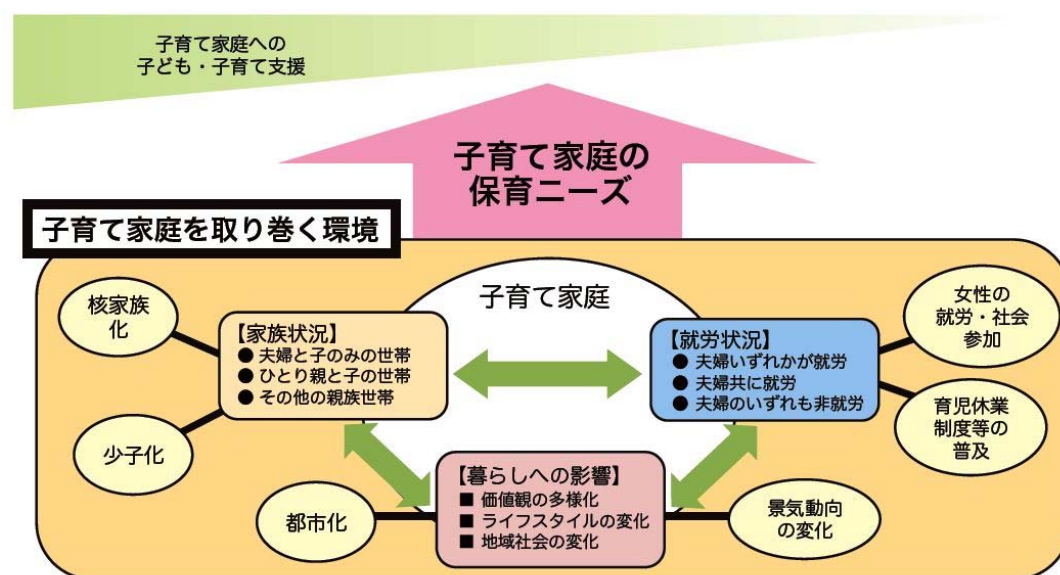
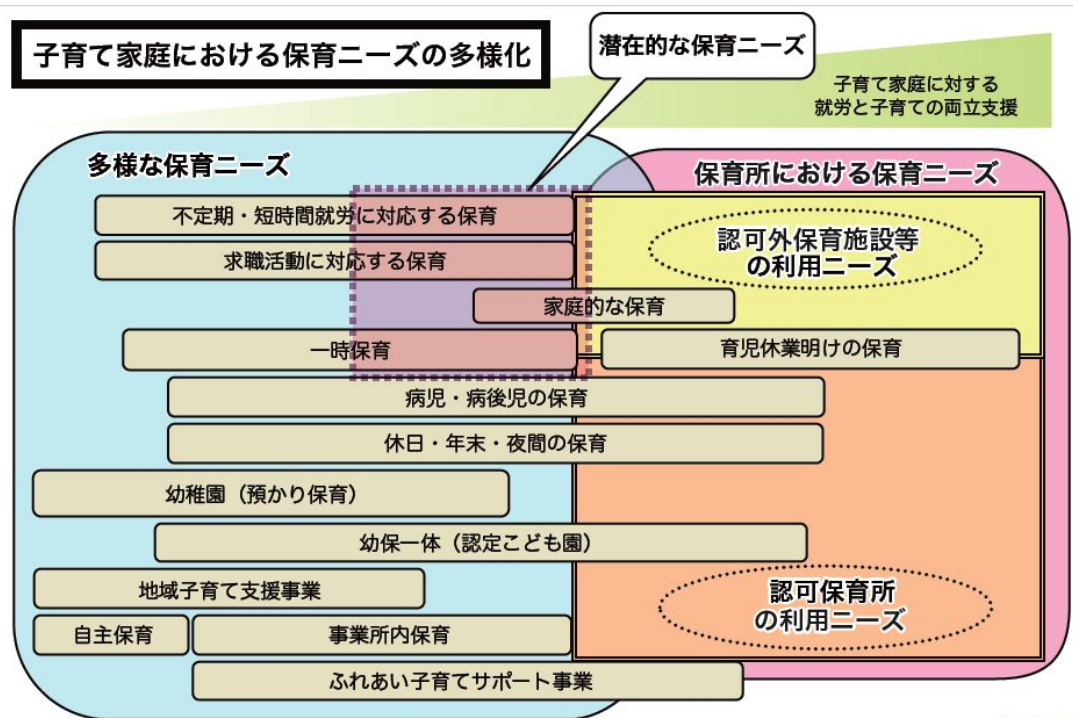
や各種案内等による情報の提供に努めてきました。

しかしながら、認可保育所の申し込みをする各区の区役所には、認可外保育施設の保育内容に関する情報が非常に少ないのが現状です。

そのことから、市民が認可外保育施設について、わが子を預ける施設の選択肢にしづらい傾向があります。

子ども・子育て支援のニーズが多様化する中、さらに、利用者のニーズに応じたわかりやすい情報提供に努めていく必要があります。

また、利用申請時や入所不承諾の保護者等への対応が必要であり、利用者の視点に立ったきめ細やかなコーディネート・相談機能の充実が求められています。



子育て家庭を取り巻く環境が変化中、子育て家庭の多様なニーズに対応するためには、認可保育所による利用ニーズへの対応では限界があることから、国の「子ども・子育て関連3法」などの新たな制度の動向も踏まえながら、前述の（1）から（5）で示した課題に対応するためにも、認可外保育事業の充実に向けた検討を行い、さらなる保育需要と保育ニーズの多様化に対応するとともに、即効性のある待機児童対策として保育サービスを充実させるためにも、具体的な認可外保育事業の再構築に向けた基本的な方向性を示す「基本方針」を早急に策

定し「基本方針」に基づく取組を推進する必要があります。

<認可外保育事業の課題>

- (1) 複雑でわかりづらい利用条件
- (2) 保護者負担の軽減
- (3) 適切な運営支援体制の確保
- (4) 多様な保育ニーズの増大
- (5) ニーズに応じた情報提供と相談・コーディネート機能の充実

認可保育所数の推移等

(参考)

各年度4月1日現在

	H 14	H 15	H 16	H 17	H 18	H 19	H 20	H 21	H 22	H 23	H 24
保育所数	112	113	115	115	117	123	135	144	161	180	203
定員数	10,845	10,965	11,175	11,295	11,590	12,250	12,785	13,605	14,675	15,905	17,490
就学前 児童数 (A)	75,933	76,225	76,323	75,712	75,741	76,735	77,817	79,061	80,012	80,380	80,547
入所 申請数 (B)	12,069	12,377	12,916	13,204	13,505	14,409	15,013	16,384	18,032	19,241	20,725
申込率 (B/A)	15.9%	16.2%	16.9%	17.4%	17.8%	18.8%	19.3%	20.7%	22.5%	23.9%	25.7%
入所児童数	10,727	10,991	11,386	11,676	12,034	12,820	13,475	14,430	15,435	16,630	18,074
待機児童数	705	699	755	597	480	465	583	713	1,076	851	615

Ⅲ. 認可外保育事業の再構築の基本方針

1. 目的・理念

認可外保育施設は、休日保育や長時間保育、不定期・短時間就労へ対応した保育、低年齢児向けの保育など保護者の多様な保育ニーズに対し、柔軟な対応を図ってきました。

保育所保育指針に基づく保育内容の基本原則に関する事項等を踏まえ、保育サービスの質の維持・向上を図る各種の支援や取組を進め、各々の認可外保育施設の特徴を活かしながら、その事業運営の充実化を支援していきます。

さらに、子どもの権利を守るとともに子どもの最善の利益を考えつつ、効率的・効果的な事業を推進するために、また、地域全体での子育て支援施策の中での認可外保育施設の果たすべき役割などを含めて、基本的な考え方と方向性を定めた「認可外保育事業再構築基本方針」を策定します。

2. 認可外保育事業の再構築の範囲

本市では、昭和47年度に「川崎市認定保育園」制度を開始し、認可外保育事業を行ってまいりました。共働き世帯の増加、働き方の変化、親の価値観の多様化など子育てを取り巻く環境や景気の動向などにより、待機児童対策が叫ばれる中、平成9年度には「おなかま保育室」事業を開始し、さらに待機児童対策が急務となる中、平成20年度には「かわさき保育室」事業を開始し、認可外保育事業のさらなる充実を努めてまいりました。

今回の本市の認可外保育事業の充実と再構築では、その範囲を「かわさき保育室」、「おなかま保育室」、「川崎市認定保育園」、「地域保育園」を対象とします。

届出対象外施設である「事業所内保育所（※1）」、「院内保育所」、「施設利用者用託児施設（※2）」並びに「定員5名以下の施設」は、対象外とします。

また、本市の待機児童対策として実施している「おなかま保育室」については、基本的には、その目的である乳幼児の待機児童対策に一定の目途がついた段階で縮小・廃止の方向で事業を整理していきます。

なお、児童福祉法に規定されている家庭保育福祉員については、再構築の対象とはせず、その増員と受入児童数の拡充により、現行事業のさらなる充実を図ることとします。

※1 事業所内保育所とは、事業所内等に設置された当該事業所の労働者のための保育施設です。院内保育所も、事業所内保育所の一類型であり、病院内等に設置され、病院に勤務する労働者

のための保育施設です。

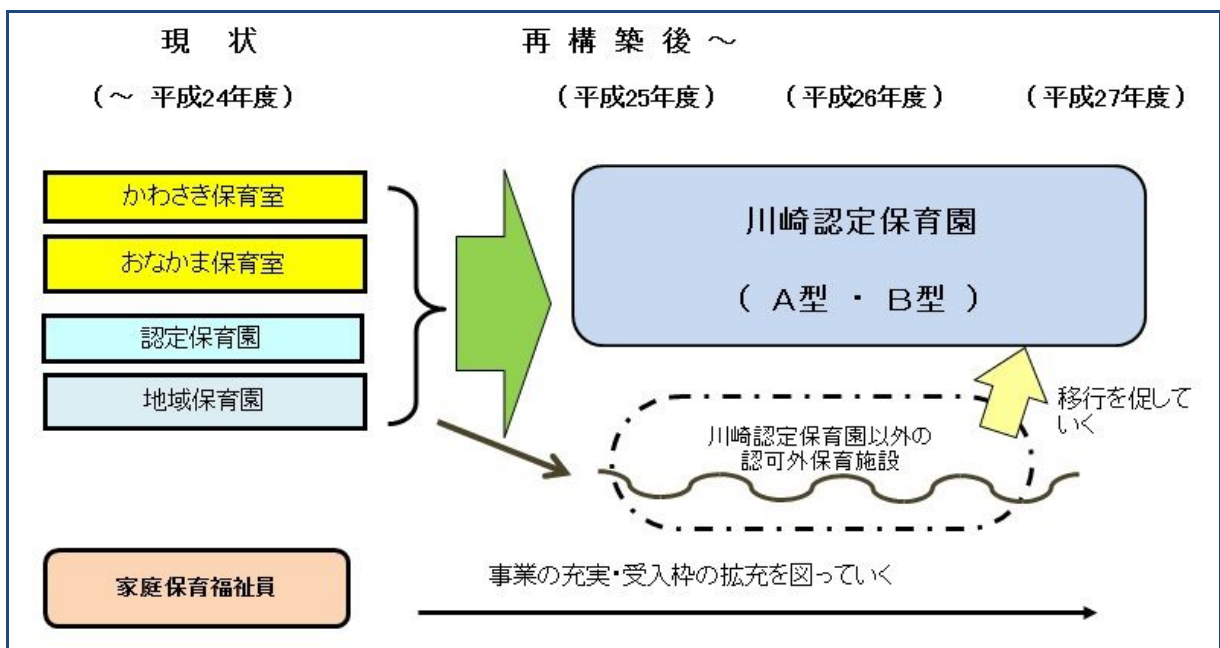
※2 施設利用者用託児施設とは、スポーツクラブなどの施設を利用する人々のため、その利用時間に限り保育するため施設内等に設置された保育施設です。

3. 基本的な考え方

(1) わかりやすい認可外保育事業（制度）への再編

保育サービスの質の向上を図りながら、現在は4つに分かれている制度を、一定期間を設けて、わかりやすい1つの制度（川崎認定保育園）に再編します。

現行制度の各種別で、受入年齢や保育料、申し込み方法や認可保育所の不承諾通知の有無など利用条件(制約条件)が異なることについては、制度を見直す中で、本市の認可外保育事業として、客観的な基準の設定を行い、統一性を確保し、保護者に分かりやすい制度とします。



(2) 利用者の負担軽減への対応

様々な認可外保育施設間での保育料負担の差について見直しを検討するとともに、認可保育所に比して保育料負担が大きい認可外保育施設については、保育料の軽減につながる各種取組の検討を進めます。

(3) 適切な運営の確保に向けた取組の推進

認可外保育施設に対する指導監督を充実させることで、各施設の保育サービスの質を高める支援を実施します。

また、施設の保育サービスの質を高める自己評価と利用者の選択にも供する情報開示ならびに苦情解決の仕組みの充実に向けた取組を支援し、保育サービスの質の向上につなげます。

認可外保育施設への福祉サービスの第三者評価の導入についても、継続して検討を進めます。

さらに、会計監査についても充実させることで、本市からの助成金の使途について、より一層透明性を高めます。

(4) 多様な保育ニーズへの対応

川崎認定保育園では、リフレッシュ保育(一時保育)を充実させることで、不定期就労や短時間就労ならびに保護者の求職活動中などの保育ニーズへの対応を図ります。

また、待機児童の多い1歳児の対策として、川崎認定保育園では、低年齢児の受け入れ枠を拡大していきます。

(5) 情報提供とコーディネート機能の充実

市民の身近な窓口であるとともに認可保育所の申し込み先でもある区役所に、認可外保育施設に関する情報収集と提供、また、利用者視点に立ったコーディネート機能を充実させることにより、再構築後の新制度について市民への浸透及び各施設への利用促進を図ります。

(6) 国の新たな制度への対応

国の「子ども・子育て関連3法」など新たな制度の動向を踏まえ、認可外保育事業の再構築を図ります。

なお、「子ども・子育て関連3法」に基づく国の新制度等の動向によっては、適切な時期に本方針に基づく取組などについて、見直しを行います。

4. 再構築の取組の方向性

(1) 新たな客観的基準による認定と移行

保育サービスの質の向上を図りながら、現在は4つに分かれている制度を、一定期間を設けて、わかりやすい1つの制度「川崎認定保育園」に再編します。

新制度では、保育所保育指針を踏まえ、保育サービスの質の向上を図るため、本市が定める客観的な基準を満たす認可外保育施設について、施設が立地する地域の保育需要が見込めない場合などを除き、川崎認定保育園として円滑な認定を進めます。

今後、詳細が示される予定の国の「子ども・子育て支援法」での「施設型給付」や「地域型保育給付」などの対象となる、保育サービスの質の確保のための客観的な基準を満たした施設へ移行（ステップアップ）が可能であると判断される認可外保育施設については、移行を促していきます。

新制度の川崎認定保育園には、A型、B型という2つの類型を設け、施設のステップアップを支援します。

A型は、本市が設定する客観的な保育サービスのA型の基準を満たすとともに、「子ども・子育て支援法」での「施設型給付」や「地域型保育給付」となる保育サービスの質の確保のための客観的な基準を満たした施設へ、円滑な移行（ステップアップ）が可能であると判断される施設です。現在のかわさき保育室の基準をベースとして新たな客観的基準を定めます。

B型は、本市が設定する客観的な保育サービスのB型の基準を満たす施設です。各々の施設の特徴を活かし、さらには行政とのパートナーシップを図りながら、その事業運営の充実化を支援していきます。

川崎認定保育園を認定する客観的基準としては、有資格者数および保育室の面積などの施設に関する基準のほか、施設の開設日や開設時間、施設長のキャリア、運営母体の納税の有無、常勤職員の社会保険への加入、運営母体の財務状況や保有する当面の運転資金、借入金総額（短期ならびに長期）などを設定します。

川崎認定保育園の基準例

項 目	A型の基準	B型の基準
考え方	・「子ども・子育て支援法」での認可保育所や小規模保育等の、質の確保のための客観的な基準を満たした施設へ円滑な移行（ステップアップ）が可能であると判断される施設	・本市が設定する保育園としての一定基準を満たし、各々の施設の特徴を活かし保育サービスを提供する施設。
援護対象児童	・市内在住で認可保育所の入所要件を満たす児童 （保護者が求職活動中の場合は2か月）	
入所の条件 選考基準	・施設で定める ただし、施設は認可保育所不承諾者の入園促進に努める 認可保育所申込者に不利となる選考はしないこと	
給食	園内完全給食（調理員の派遣委託有）	外部搬入や弁当等も可とする
保育スペース （最低基準）	2歳未満 2.475㎡/児童1人（今後の新設、移転、増改築の場合は3.3㎡） 2歳以上 1.98㎡/児童1人	
開所日	認可保育所に同じ	施設で定める
開所時間	7時～18時（20時まで延長義務有）	日中11時間以上開所
施設長	常勤の正規職員である有資格者	
職員	有資格者は保育従事者の2/3以上 さらに、保育従事者の2/3以上が常勤	有資格者は保育従事者の1/2以上
保育従事者 配置割合	0歳児⇒ 3人：1人以上 3歳児⇒20人：1人以上	1・2歳児⇒ 6人：1人以上 4歳以上児⇒30人：1人以上
設置者の 要件	・法人 ・経済基盤があること ・事業を円滑に実行し、不誠実行為がない	・法人または個人 ・経済基盤があること ・事業を円滑に実行し、不誠実行為がない
施設定員	10名以上	
施設基準	・児童福祉施設の施設及び運営に関する基準 ・新耐震基準を満たし、耐震上問題がないこと ・静養または隔離機能を持つ医務室があること（事務室との兼用可） ・調理室は保育室等と区画し、衛生面で問題がないこと	・認可外保育施設指導監督基準 ・新耐震基準を満たし、耐震上問題がないこと
施設賠償責任 保険	加入を義務とする	
児童の 健康診断	年2回以上実施する	

※ 財務3表等の提出及び会計監査の実施ならびに自己評価等の実施、苦情解決の仕組みの構築及び情報開示の取組等を義務付ける予定。

※ 開設1年以上経過した施設について、認定審査する。

※ 施設が立地する地域に保育需要が見込めない場合、認定しない。

※ 国の認可外保育施設指導監督基準においては、保育従事者必要数の3分の1以上は保育士又は看護師としなければならないとされている。川崎認定保育園B型の有資格者の割合は2分の1以上としているので、3分の1を超えて2分の1に達する部分については、保育士に準じた専門性や経験を持っていると判断できる資格である幼稚園教諭を認める。

(2) 保護者負担軽減策

認可保育所を利用している世帯と、認可外保育施設を利用している世帯との間での保育料負担の見直しに向け取組を進めます。

認可外保育施設は、その特色ある保育理念に保護者が惹かれて利用しています。しかしながら、認可保育所に申し込みながら不承諾となった方の受け皿となっている実態もあります。

このような実態からも、低所得者世帯への配慮も踏まえながら、認可保育所等に比して保育料等が高額である認可外保育施設等を利用する保護者への負担軽減策を川崎認定保育園で実施します。

認可保育所の不承諾児童が多く、その中から相当数が認可外保育施設へ入所している状況の中で、公費助成の透明性を図りながら保護者負担軽減策を導入することは、行政サービスとして求められています。

また、軽減策があることにより、不承諾児童が認可外保育施設を利用しやすくなり、また市からの案内もしやすくなることが考えられます。

多子減免については、現状の「かわさき保育室」、「川崎市認定保育園」で実施している制度でもあることから、川崎認定保育園でも実施します。

川崎認定保育園に入所する援護対象児童のうち、同一世帯から2人以上の就学前児童が、認可保育所等に入所(※)している世帯が減免の対象となります。

※認可保育所等に入所とは、認可保育所のほか、川崎認定保育園、家庭保育福祉員、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設への通所及び児童発達支援及び医療型児童発達支援の利用を含むこととします。

(3) 適切な運営の確保に向けた取組の推進

認可外保育施設には、児童福祉法第59条の規定及び厚生労働省通知「認可外保育施設に対する指導監督の実施について(平成13年3月29日雇児発第177号)」に基づき、年1回の定期立入調査と施設の開設時立入調査等を実施しています。

この調査は、(1)劣悪な保育施設の排除、(2)児童の安全の確保、(3)保育内容の向上、を目的として実施しています。

立入調査では、認可外保育施設指導監督基準(111項目)に基づき、民間保育所指導員(本市保育課所属の保育士有資格者)は施設に対し助言指導等を行っ

ています。

その結果は本市ホームページ(かわさきし子育て応援ナビ)で公表しています。

川崎認定保育園では、現在の認可保育所の指導監査基準に近い本市独自の基準を設定し、指導監督と会計監査を充実させます。

また、施設の保育サービスの質を高める自己評価と情報開示の取組を支援するため、それらのガイドラインを本市で定めていきます。

さらに、苦情への対応とその内容の解決に向けた取組は、開かれた園運営の指標ともなるので、研修会の開催や定期的な立ち入り指導等により、苦情解決に向けた取組を支援することで、さらなる保育サービスの質の向上につなげます。

さらに、認可外保育施設への福祉サービスの第三者評価の導入についても検討を進めます。

また、認可外保育施設における保育従事者の資格取得を支援する方策や、認可外保育施設が保育士有資格者を確保するための支援施策について検討していきます。

(4) 多様な保育サービスの充実

リフレッシュ保育(一時保育)を充実させることで、不定期・短時間就労への対応や求職活動中などの緊急的・一時的な保育ニーズへの対応を図ります。

川崎認定保育園におけるリフレッシュ保育(一時保育)を充実させるとともに保育料の価格設定を見直すことにより、その利用が促進されるものと考えます。

低年齢児の保育ニーズに関しては、川崎認定保育園を認定する際に、低年齢児に特化した施設などについても積極的に認定していくことにより、低年齢児の受け入れ枠を拡大していきます。

(5) 保育相談とコーディネート機能の充実

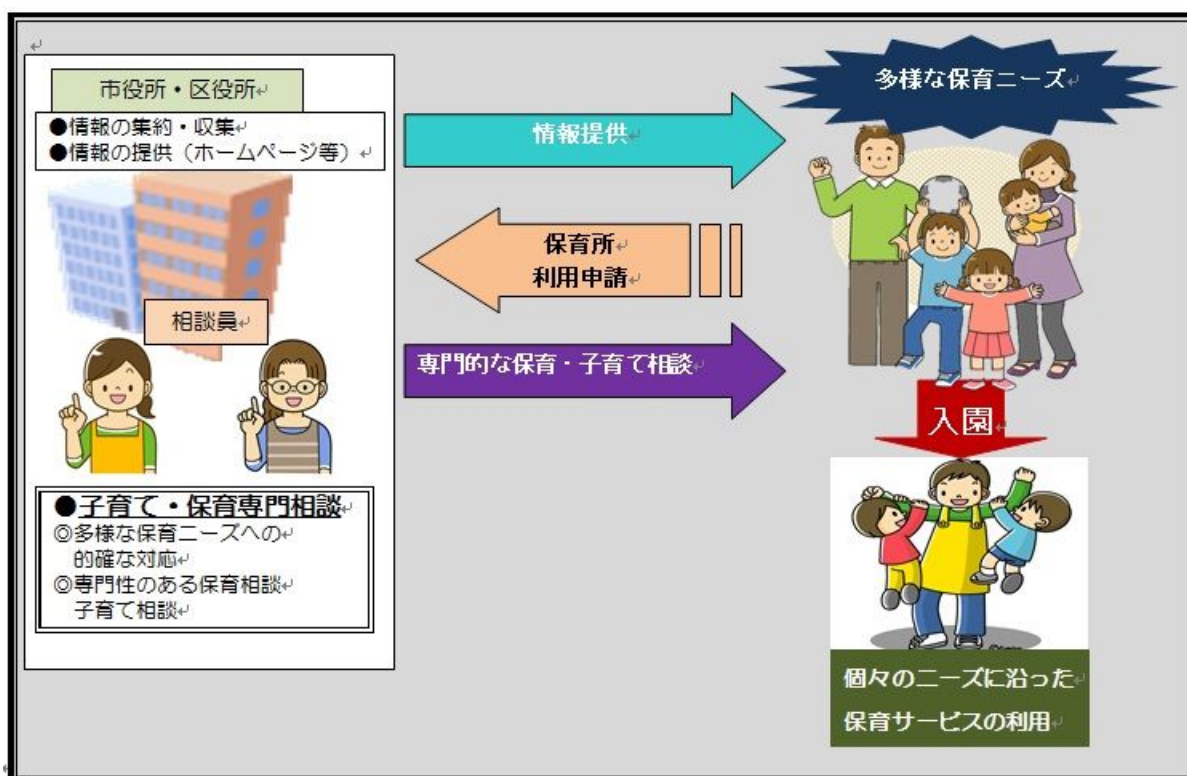
本市では、平成24年3月に、「かわさきし子育て応援ナビ」を立ち上げ、このサイトで子育て世帯が必要としている子育て支援施策等の情報を、利用者にわかりやすく体系的に整理し提供しています。認可外保育施設と幼稚園に関しては、このサイトで初めて詳細情報の提供を行ったところです。

しかしながら、保育所入所や子育て支援に関する身近な窓口である区役所窓口では、子育てガイドブック、パンフレット等を通して子育てに関する情報提供に

努めていますが、保育内容に関する情報は少ないのが現状です。

情報が少ないことに起因して、市民に十分な説明ができていないことから、市民は認可外保育施設について、わが子を預ける施設の選択に迷う傾向があります。

そこで、子育て・保育ニーズを的確に把握し、個々の家庭状況にあった相談に対応するなかで、認可外保育事業等に関する情報提供と利用者視点に立ったコーディネート機能を充実させながら、再構築後の認可外保育事業の新制度について、市民への浸透と認可外保育施設への利用促進を図ります。

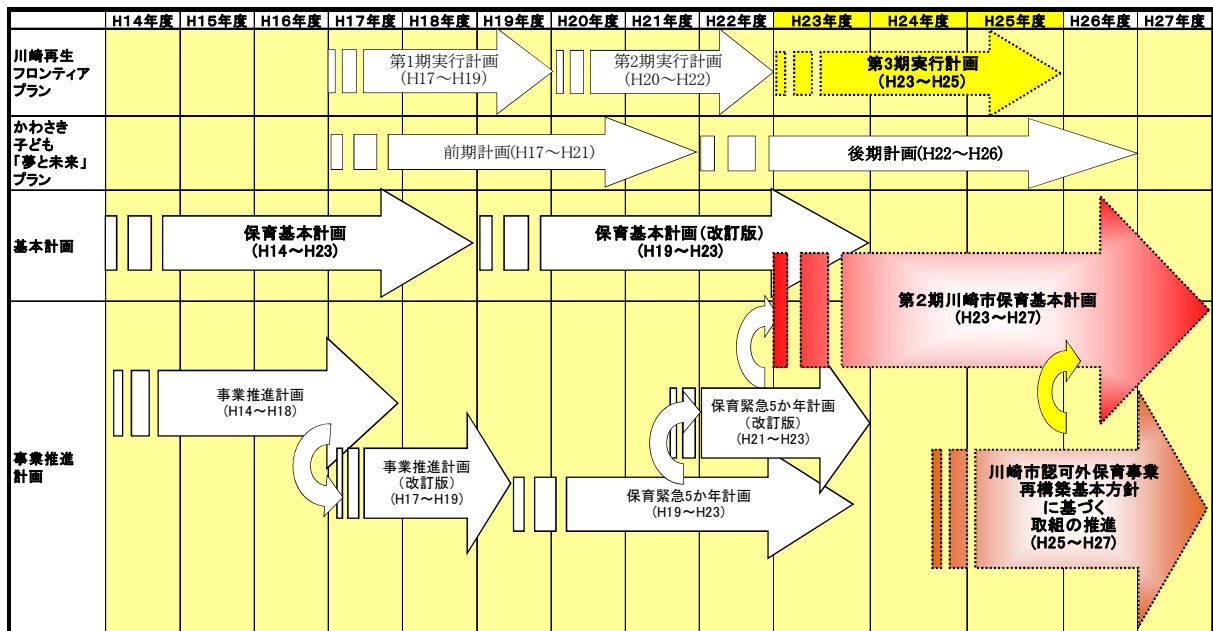


IV. スケジュール

基本方針で示した内容は、平成25年度から取組を進めますが、本格実施に向けては、数年程度の期間が必要であると考えています。

川崎認定保育園の認定については、平成25年4月から「地域保育園」をはじめ、「かわさき保育室」、「おなかま保育室」、「川崎市認定保育園」のうち基準に適合する施設を順次認定していく予定です。

平成27年度以降は、国の「子ども・子育て関連3法」を踏まえ、認可外保育事業を推進していきます。



V. 再構築の取組の推進に向けて

本市では、これまでも保育環境の整備などを本市の重点的な課題として捉えて、庁内の関係局・区が連携しながら、全庁的な対応を図ってきました。

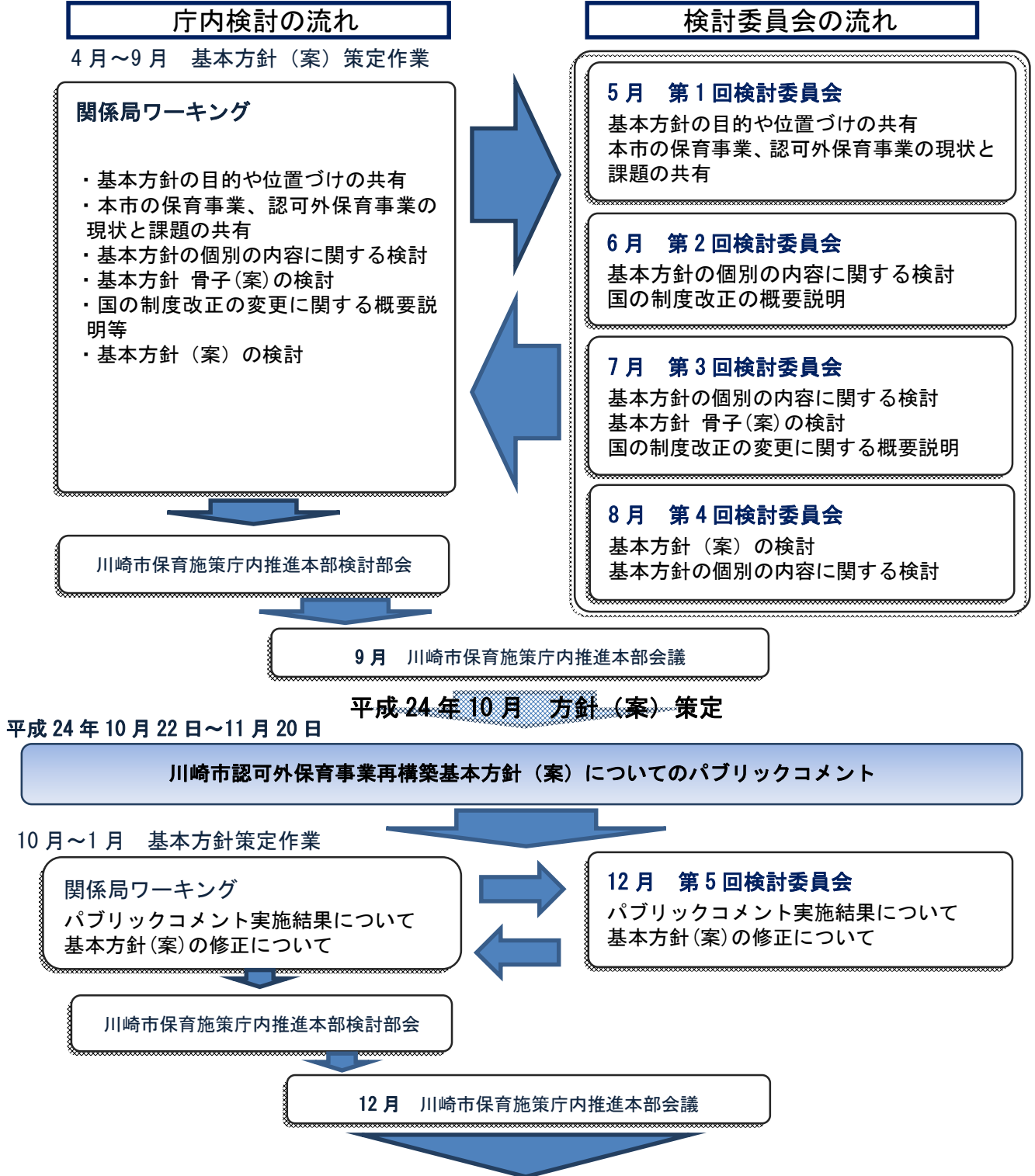
この方針に基づく事業の推進にあたっては、本市の社会状況の変化に適切に対応しながら事業の進捗管理を行うため、市民・こども局こども本部を中心として、庁内の関係局・区で構成する「川崎市保育施策庁内推進本部」において全庁的な対応を図りながら、“子どもの笑顔があふれ、未来の力を育むまち・かわさき”の実現を目指した取組を推進していきます。

資料編

川崎市認可外保育事業再構築基本方針 策定の経過

川崎市認可外保育事業再構築基本方針の策定にあたっては、川崎市保育施策庁内推進本部における庁内検討体制とともに、学識者らで構成される川崎市認可外保育事業再構築検討委員会において、御意見をいただきました。

併せて、定期的に事業者との懇談を実施し、その意見も踏まえた検討を行いました。



平成 25 年 1 月 方針の策定

川崎市保育施策庁内推進本部会議設置要綱

平成 23 年 4 月 19 日

23 川市子支第 21 号

(目的及び設置)

第 1 条 近年の社会状況及び子育てや就労・社会参加への意識の変化を踏まえ、子どもの笑顔があふれ、未来の力を育むまち・かわさきを目指し、子育て家庭への支援や保育ニーズ等に対応するための「第 2 期川崎市保育基本計画（かわさき保育プラン）」（以下「基本計画」という。）に基づく施策を推進するため、川崎市保育施策庁内推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 推進本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 基本計画に基づく施策の推進に関すること。
- (2) 子ども・子育て支援等に係る施策のための協議及び調整に関すること。
- (3) その他保育施策推進に必要な事項に関すること。

(構成)

第 3 条 推進本部は、担当副市長及び別表第 1 に掲げる者をもって構成する。

- 2 推進本部長は、担当副市長をもって充てる。
- 3 副推進本部長は、市民・こども局こども本部長をもって充てる。
- 4 推進本部長は、会務を総理する。
- 5 副推進本部長は、推進本部長を補佐し、推進本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 6 第 1 項に掲げる者のほか、推進本部長が必要と認める場合は、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(会議)

第 4 条 推進本部の会議は、推進本部長が必要に応じて招集し、その議長となる。

- 2 委員は、会議に出席できないときは、その指名する者を代理で会議に出席させることができる。

(検討部会)

第 5 条 推進本部には、本会議のほか、推進本部に付議する事項に関し必要な事項を調査し、及び協議するため、川崎市保育施策庁内推進本部検討部会（以下「検討部会」という。）を置く。

- 2 検討部会は、別表第 2 に掲げる所属の担当部長級、課長級等の職員とし、推進本部の委員の推薦を受けて、推進本部長が指名する。
- 3 検討部会の会議は、部会長が招集する。
- 4 第 2 項に掲げる構成員のほか、推進本部長が必要と認める場合は、関係者の出席

を求め、意見を聴くことができる。

(推進部会及びワーキンググループ)

第6条 推進本部には、本会議のほか、検討部会に付議する事項について、調査し、協議し、及び意見調整するため、市民・こども局こども本部保育施策庁内推進部会(以下「推進部会」という。)を置く。

2 推進部会の構成員は、副推進本部長及び別表第3に掲げる職にある者をもって充てる。

(事務局)

第7条 推進本部、検討部会及び推進部会の事務を処理するため、事務局を市民・こども局こども本部子育て施策部子育て支援課及び保育事業推進部保育課に置く。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進本部及び検討部会の運営について必要な事項は推進本部長が定め、推進部会について必要な事項は副推進本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

川崎市保育施策庁内推進本部

1	総務局長
2	総合企画局長
3	財政局長
4	市民・こども局長
5	市民・こども局こども本部長
6	経済労働局長
7	健康福祉局長
8	まちづくり局長
9	建設緑政局長
10	教育長
11	川崎区長
12	幸区長
13	中原区長
14	高津区長
15	宮前区長
16	多摩区長
17	麻生区長
18	総務局行財政改革室長
19	総合企画局都市経営部長
20	財政局財政部長
21	市民・こども局こども本部子育て施策部長
22	市民・こども局こども本部保育事業推進部長
23	市民・こども局こども本部保育事業推進部 担当部長

別表第2（第5条関係）

川崎市保育施策庁内推進本部検討部会

		局名	部課名	補職名
1	◎	市民・子ども局子ども本部	保育事業推進部	部長
2		総務局	行財政改革室	担当課長
3		総合企画局	都市経営部企画調整課	課長
4		総合企画局	都市経営部企画調整課	担当課長
5		財政局	財政部財政課	課長
6		市民・子ども局	市民生活部庶務課	課長
7	○	市民・子ども局子ども本部	子育て施策部子ども企画課	課長
8		市民・子ども局子ども本部	保育事業推進部保育課	課長
9		市民・子ども局子ども本部	保育事業推進部保育課	担当課長
10		市民・子ども局子ども本部	保育事業推進部保育課	担当課長
11		市民・子ども局子ども本部	保育事業推進部保育所整備推進担当	担当課長
12		経済労働局	産業政策部企画課	課長
13		健康福祉局	総務部企画課	課長
14		まちづくり局	総務部企画課	課長
15		建設緑政局	計画部企画課	課長
16		教育委員会	教育環境整備推進室	担当課長
17		川崎区役所	子ども支援室	室長
18		幸区役所	子ども支援室	室長
19		中原区役所	子ども支援室	室長
20		高津区役所	子ども支援室	室長
21		宮前区役所	子ども支援室	室長
22		多摩区役所	子ども支援室	室長
23		麻生区役所	子ども支援室	室長

備考 ◎部会長、○副部会長

別表第3（第6条関係）

市民・こども局こども本部保育施策庁内推進部会

1	◎	こども本部長
2	○	保育事業推進部長
3		子育て施策部長
4		保育事業推進部担当部長
5		保育事業推進部担当課長〔民間活用推進〕
6		保育事業推進部保育課長
7		保育事業推進部保育課担当課長〔運営調整〕
8		保育事業推進部保育課担当課長〔民間保育園指導調整〕
9		子育て施策部こども企画課長
10		子育て施策部こども企画課担当課長〔監査〕
11		子育て施策部子育て支援課長
12		子育て施策部子育て支援課担当課長〔次世代育成支援〕

備考 ◎部会長、○副部会長

川崎市認可外保育事業再構築検討委員会設置要綱

平成24年5月10日
24川市保第402号
【こども本部長専決】

(目的及び設置)

第1条 第2期川崎市保育基本計画(かわさき保育プラン)に基づき、認可外保育施設(児童福祉法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって同法第35条第4項の認可を受けていないものをいう)に関する事業の充実と再構築の基本方針について協議、検討することを目的として川崎市認可外保育事業再構築検討委員会(以下「検討委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項について協議、検討する。

- 認可外保育事業のあり方に関する事。
- (仮称)川崎型認定保育園の構築に関する事。
- その他、認可外保育事業の再構築に必要な事項に関する事。

(組織)

第3条 検討委員会は、委員7人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、こども本部長が任命する。

- 学識経験者
- 児童福祉審議会委員
- 川崎市社会福祉協議会代表
- 福祉サービス第三者評価者
- 市民団体代表

3 委員が欠けた場合には、補欠の委員を任命することができる。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は1年とする。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 検討委員会に委員長及び副委員長を各1名置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

(委員長及び副委員長の職務)

第6条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(検討委員会)

第7条 検討委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 検討委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 検討委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、会議の運営のために必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(ワーキンググループ)

第8条 検討委員会の円滑な進行を図るため、市民・こども局こども本部、総務局、総合企画局及び財政局の関係職員で構成するワーキンググループに検討事項に関し調査、検討等を行わせるものとする。

(事務局)

第9条 検討委員会の事務を処理するため、市民・こども局こども本部保育事業推進部保育課に事務局を置く。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営その他必要な事項は、委員長が検討委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年5月10日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この要綱の施行後、最初に委嘱された委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成25年3月31日までとする。

「川崎市認可外保育事業再構築基本方針（案）」に対する パブリックコメント実施結果について

1 概要

認可外保育施設における保育サービスの質の維持・向上を図り、多様な保育ニーズへの対応とともに待機児童対策を推進するため、認可外保育事業の再構築に取り組んでいます。

本市の認可外保育事業の各種取組の基本的な考え方と方向性について、パブリックコメント手続きにより、市民の皆様から御意見をいただきましたので、御意見の内容及び御意見に対する本市の考え方を次のとおり公表します。

2 意見募集の概要

題名	「川崎市認可外保育事業再構築基本方針（案）」について
意見の募集期間	平成 24 年 10 月 22 日（月）～平成 24 年 11 月 20 日（火）
意見の提出方法	電子メール、FAX、郵送、持参
募集の周知方法	市政だより 11 月 1 日号、川崎市ホームページ、情報プラザ、各区役所（市政資料コーナー）、認可外保育施設でのチラシ掲示、認可外保育施設事業者への説明・資料配布
結果の公表方法	川崎市ホームページ、情報プラザ、各区役所（市政資料コーナー）、認可外保育施設事業者への説明・資料配布

3 結果の概要

意見提出数（意見件数）	83 通（179 件）
電子メール	21 通（64 件）
FAX	30 通（65 件）
郵送	30 通（47 件）
持参	2 通（3 件）

4 意見の内容と対応

パブリックコメントの結果、基本方針（案）の趣旨に沿った意見、今後の施策・事業の推進に向けて参考にする意見のほか、意見内容を反映することにより基本方針（案）の内容がわかりやすくなる意見があったことから、それらの意見を反映し、基本方針を策定します。

【御意見に対する本市の考え方の区分説明】

- A：御意見の趣旨を踏まえ、基本方針に反映させるもの
- B：御意見の趣旨が基本方針（案）に沿った意見であるもの
- C：今後の施策・事業を推進する中で参考とさせていただくもの
- D：基本方針（案）や施策に対する要望の意見であり、基本方針（案）や施策の内容を説明・確認するもの
- E：その他

項目	件数	市の考え方（単位：件）				
		A	B	C	D	E
基本方針全般に関すること	14	0	12	0	2	0
認可外保育事業の再編に関すること	65	8	22	2	33	0
保育料に関すること	59	0	56	0	3	0
多様な保育ニーズやニーズに応じた情報提供に関すること	7	0	2	2	3	0
その他の意見等	34	0	0	0	0	34
合計	179	8	92	4	41	34

2013（平成25）年 1月

川 崎 市

（お問い合わせ先）

川崎市市民・こども局こども本部

保育事業推進部保育課

電 話：044-200-3948

FAX：044-200-3933



KAWASAKI CITY

川崎市

川崎市認可外保育事業再構築基本方針 変更点

1. 新たな制度の名称を（仮称）川崎型認定保育園から、川崎認定保育園と決定しました。
2. P21 目的・理念
保育所保育指針に基づく保育内容の基本原則に関する事項等を踏まえ、保育サービスの質の維持・向上を図る各種の支援や取組を進め、各々の認可外保育施設の特徴を活かしながら、その事業運営の充実化を支援していきます。
(下線部分を追記しました)
3. P24 再構築の取組の方向性
(1) 新たな客観的基準による認定と移行
新制度では、保育所保育指針を踏まえ、保育サービスの質の向上を図るため、本市が定める客観的な基準を満たす認可外保育施設について、施設が立地する地域の保育需要が見込めない場合などを除き、川崎認定保育園として円滑な認定を進めます。
(下線部分を追記しました)
4. P25 B型の基準 考え方について、次の記載としました。
本市が設定する保育園としての一定基準を満たし、各々の施設の特徴を活かし保育サービスを提供する施設
5. P25 B型の基準 給食について、次の記載としました。
外部搬入や弁当等も可とする
6. P25 保育スペース（最低基準）について、次の記載としました。
2歳未満 2.475㎡/児童1人（今後の新設、移転、増改築の場合は 3.3㎡）
7. P25 B型の基準 職員について、欄外に次を追記しました。
※ 国の認可外保育施設指導監督基準においては、保育従事者必要数の3分の1以上は保育士又は看護師としなければならないとされている。川崎認定保育園B型の有資格者の割合は2分の1以上としているので、3分の1を超えて2分の1に達する部分については、保育士に準じた専門性や経験を持っていると判断できる資格である幼稚園教諭を認める。